

佐倉市障害福祉計画

平成19年3月

千葉県佐倉市

目 次

第1章 障害者福祉をめぐる背景-----	1
1 計画策定の趣旨-----	1
2 計画の位置付け-----	1
3 計画の対象者-----	4
4 計画期間について-----	4
5 計画推進にあたっての点検-----	5
第2章 市と障害者の現状-----	6
1 佐倉市の人口-----	6
2 障害者の状況-----	7
第3章 事業に関する障害者の利用希望-----	9
1 住居に関する意向-----	9
2 サービスに関する意向-----	11
3 就労に関する意向-----	18
4 進路に関する意向-----	21
5 相談事業に関する意向-----	22
第4章 基本事業とその取組みの方向-----	24
1 サービス事業者と人材の確保-----	24
2 居住支援の強化-----	25
3 相談支援体制の整備-----	26
4 情報体制の整備-----	27
5 障害者就労の促進-----	27
第5章 障害者自立支援法による事業の見込量-----	28
1 目標値-----	28
2 障害福祉サービスの見込量-----	32
3 地域生活支援事業の見込量-----	46
4 サービス見込量の総括表-----	51
5 障害福祉サービス等の事業見込量の確保策-----	53
資料編-----	55
資料 1 障害福祉計画の概要-----	55
資料 2 厚生労働省策定指針-----	57
資料 3 障害福祉サービスの内容と対象者-----	68
資料 4 佐倉市障害者施策策定懇話会及び策定の経過-----	73

第1章 障害者福祉をめぐる背景

1 計画策定の趣旨

佐倉市では、平成10年3月『佐倉市障害者計画 自立支援さくらプラン まちに出よう 風を受けよう 空を見よう -』（以下「障害者計画」という。）を策定し、障害者の地域生活や社会生活を支援する本格的な取組みが始まりました。

この「障害者計画」は5年間を計画期間とし、平成14年3月改定され相談体制の整備など関連する様々な施策を推進してきました。

こうした中、わが国の障害者福祉は平成15年度に「支援費制度」の導入、続いて平成17年11月、障害保健福祉サービス制度の改革に取り組む「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から法律が施行されることとなりました。

急ピッチに進められている制度改革の中、サービス自体の切り替えは既に実施段階に移っていますが、まだまだ障害者や家族のニーズに応えるには不十分な状況にあります。

障害者の地域生活や社会生活を支援する障害福祉サービスならびに地域生活支援事業の基盤整備を計画的に進めるため、佐倉市障害福祉計画の策定が位置付けられ、平成18年度中にこの策定に取り組むこととしました。

地方自治法第2条に規定する基本構想である佐倉市の将来都市像「歴史 自然 文化のまち」を実現するため、部門計画としての佐倉市障害者計画に掲げる障害者福祉施策の生活支援などを確実なものとするため、障害福祉計画を策定し、その推進を図るものです。

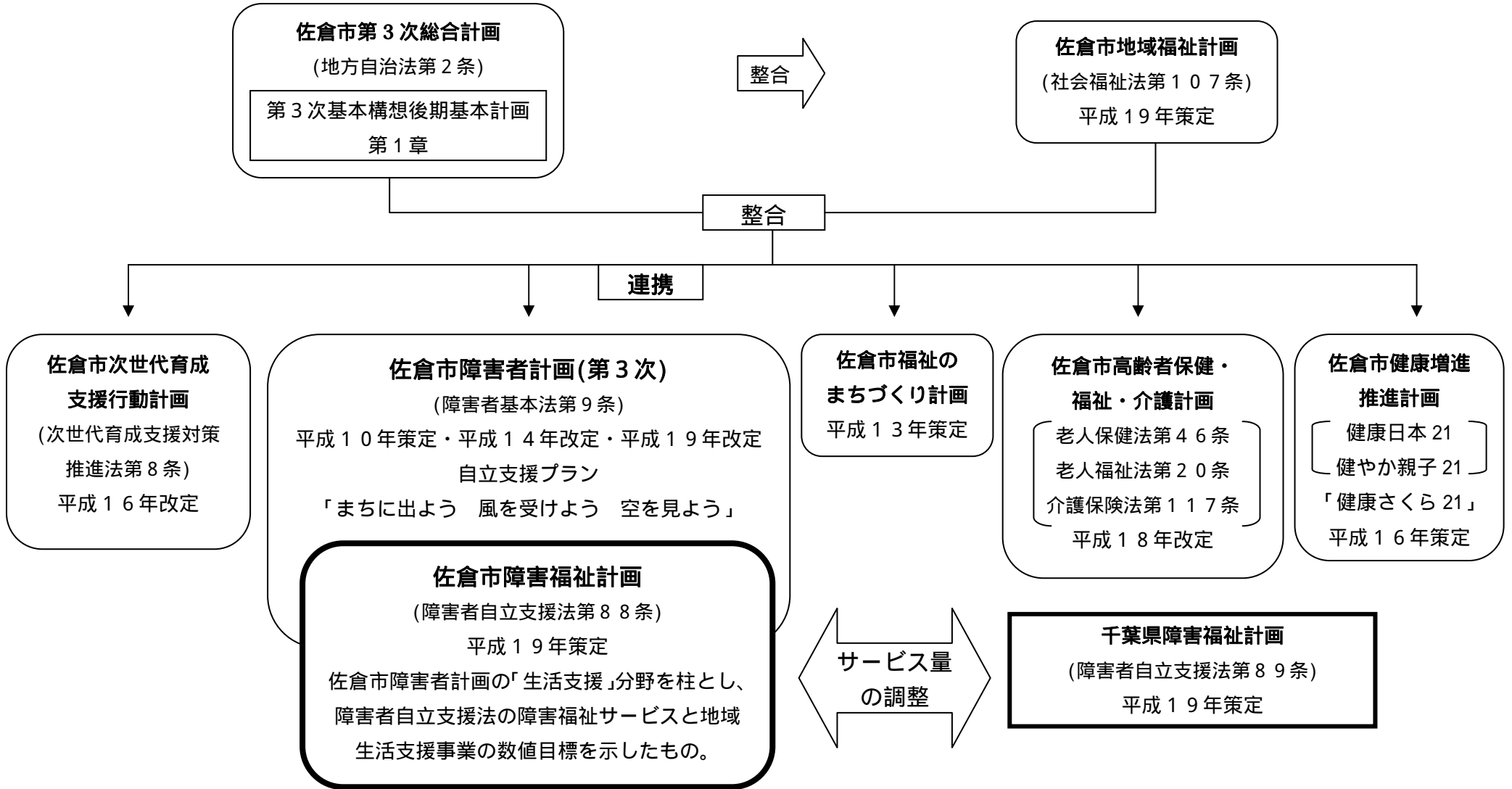
2 計画の位置付け

1. 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、障害福祉サービス及び地域生活支援事業による事業（以下「障害福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を定めるものです。
2. 障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき策定が義務付けられた法定計画です。
3. 従って障害福祉計画に定めるべき内容、目標水準の設定の考え方については、障害者自立支援法第87条第1項の規定による、平成17年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基

本的な指針（以下、「基本指針」と言う。）があり、この指針に沿うとともに、本市の特性や独自の課題等を踏まえ目標や見込量を設定したものです。

- 4 . 障害福祉計画は、障害福祉サービス等の数値目標を掲げる実施計画であることから、佐倉市障害者計画の一部に位置付けられます。
- 5 . 障害者自立支援法では市町村障害福祉計画と同時に都道府県障害福祉計画の策定を目指していることから、障害福祉計画を定め又は変更しようとするときは、千葉県との調整が必要となります。
- 6 . この計画に掲げた目標等の達成には、障害者や家族、行政、障害福祉サービス提供事業者など関係者が力を合わせていくことが不可欠であり、多くの市民の参画を得て、その推進を図るものです。
- 7 . また、佐倉市障害者計画についても障害福祉計画と同時に見直しを行い、両計画を一体的に推進することはもちろんのこと、「佐倉市地域福祉計画」との整合性を図ることや、関連計画である「佐倉市福祉のまちづくり計画」、「佐倉市次世代育成支援行動計画」、「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」などと連携し、障害を有するものの福祉に関する事項を定める他の計画との調和が保たれるよう配慮しています。

図1 障害福祉計画の位置付け



3 計画の対象者

本計画実施の対象者は、障害者自立支援法の規定による「障害者」及び「障害児」とします。

【障害者自立支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

4 計画期間について

障害福祉計画は、障害者自立支援法の定めにより平成18年度から平成20年度までの3か年の計画期間とします。今後、3年ごとに見直すこととなります。

表1 計画の期間

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
佐倉市総合計画 基本構想	平成13年度から10年(後期基本計画18年度~22年度)					
佐倉市地域福祉計画			地域福祉計画			
障害者計画			障害者計画			
障害福祉計画	第1期計画		第2期計画			

5 計画推進にあたっての点検

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民、事業者、ボランティア、NPO、関係機関、市の協働によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制を確立するとともに、進行管理を行います。

また、佐倉市自立支援協議会の設置をはじめとし、より効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

第2章 市と障害者の現状

1 佐倉市の人口

佐倉市の人口は、平成18年3月末では174,984人となっています。首都圏の近郊として大きく人口を伸ばしてきましたが、全国的な少子・高齢化の中で平成16年の175,573人をピークに横ばいへと転じてきたところです。

表2 人口の推移

(単位：世帯、人)

年次	世帯数	人口			対前年 人口増減数
		総数	男	女	
平成元年	41,826	138,411	69,008	69,403	6,114
平成2年	43,963	143,070	71,169	71,901	4,659
平成3年	45,896	147,303	73,252	74,051	4,233
平成4年	47,805	151,222	75,205	76,017	3,919
平成5年	49,684	155,328	77,137	78,191	4,106
平成6年	51,443	158,725	78,928	79,797	3,397
平成7年	53,374	162,604	80,895	81,709	3,879
平成8年	54,990	165,870	82,436	83,434	3,266
平成9年	56,495	168,849	83,903	84,946	2,979
平成10年	57,641	170,292	84,529	85,763	1,443
平成11年	59,244	172,181	85,414	86,767	1,889
平成12年	60,527	173,548	86,117	87,431	1,367
平成13年	61,338	174,078	86,420	87,658	530
平成14年	62,497	174,624	86,603	88,021	546
平成15年	63,456	175,033	86,787	88,246	409
平成16年	64,458	175,573	87,030	88,543	540
平成17年	65,153	175,118	86,669	88,449	455
平成18年	66,133	174,984	86,494	88,490	134

市住民基本台帳3月31日現在

2 障害者の状況

(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者は、平成 17 年度末現在で、3,711 人となっています。うち 18 歳未満が 98 人、18 歳以上が 3,613 人となっています。身体障害者は、疾病や事故で、途中で障害者となる人が多く、高齢者の比率が高い傾向となっています。障害の種類別では、肢体不自由と内部障害が多くなっています。

表 3 身体障害者手帳所持者

(単位：人)

障害	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自 由	内部障害	合計
18 歳未満	5	32	2	47	12	98
18 歳以上	271	261	55	1,944	1,082	3,613
合計	276	293	57	1,991	1,094	3,711

17 年度末現在

(2) 知的障害者

17 年度末現在の療育手帳の所持者は 575 人です。A 判定の重度障害が 247 人、B 判定の中軽度認定が 328 人となっています。

表 4 療育手帳所持者

(単位：人)

程度	年齢区分	人数	
重度(A)	18 歳未満	62	247
	18 歳以上	185	
中軽度(B)	18 歳未満	110	328
	18 歳以上	218	
合計	18 歳未満	172	575
	18 歳以上	403	

(3) 精神障害者

17 年度末現在の精神保健福祉手帳の所持者数は 345 人となっています。重度の 1 級が 76 人、2 級が 200 人、3 級が 69 人となっています。

また、精神障害者については、精神保健福祉手帳の所持にかかわらず、自立支援医療を受給している障害者がいます。平成 17 年度末の自立支援医療受給者は、1,272 人となっています。

表 5 精神保健福祉手帳所持者

(単位：人)

程度	1 級	2 級	3 級	合計
人数	76	200	69	345

第3章 事業に関する障害者の利用希望

本市では、障害福祉計画及び障害者計画策定のために「障害者福祉アンケート」調査を平成18年7月に実施しています。対象者は、市内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から750名を無作為抽出（割当無作為法）しています。なお、調査は郵送法で実施し、回収率は54.7%でした。

障害福祉計画では、障害者自立支援法に基づく各種サービスについて、その利用希望について取りまとめることとします。

1 住居に関する意向

(1) 地域で生活するための住まいへの要望

問 市の住宅対策として、今後特に望むことは何ですか。（複数回答）

図2 市の住宅政策に対する要望

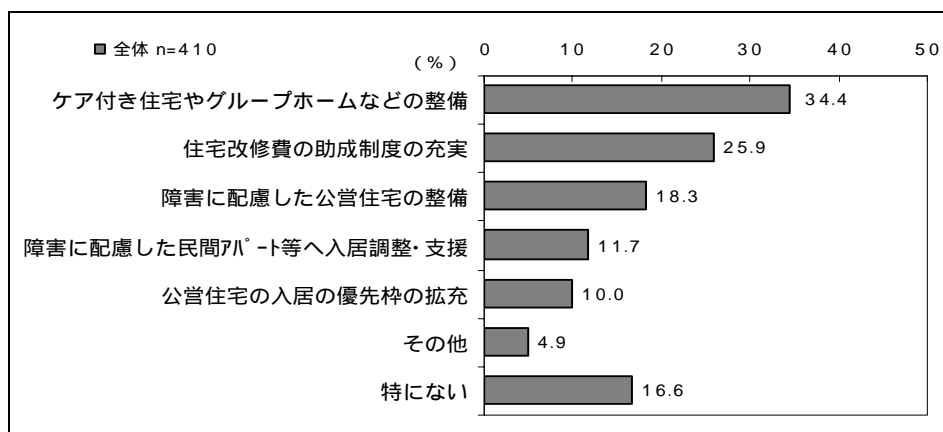


表6 障害種別の市の住宅政策に対する要望

(単位：人・%)

カテゴリー名	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ケア付き住宅やグループホームなどの整備	34.4	23.5	61.2	30.9
住宅改修費の助成制度の充実	25.9	34.3	13.2	19.8
障害に配慮した公営住宅の整備	18.3	16.4	17.4	27.2
障害に配慮した民間アパート等へ入居調整・支援	11.7	7.0	17.4	18.5
公営住宅の入居の優先枠の拡充	10.0	7.5	7.4	17.3
その他	4.9	4.2	7.4	3.7
特にない	16.6	21.1	9.9	13.6
全体	410	213	121	81

障害者全体では、「ケア付き住宅やグループホームなどの整備」が34.4%で最も多く、全体の3分の1を占め、「住宅改修費の助成制度の充実」が25.9%で4分の1となっています。また、「障害に配慮した公営住宅の整備」が18.3%が続いています。

身体障害者は、「住宅改修費の助成制度の充実」が34.3%で最も多く、次いで「ケア付き住宅やグループホームなどの整備」が23.5%となっています。

知的障害者は、「ケア付き住宅やグループホームなどの整備」が61.2%と際だって多くなっています。

精神障害者では、「ケア付き住宅やグループホームなどの整備」が30.9%にのぼるほか、「障害に配慮した公営住宅の整備」が27.2%であげられています

2 サービスに関する意向

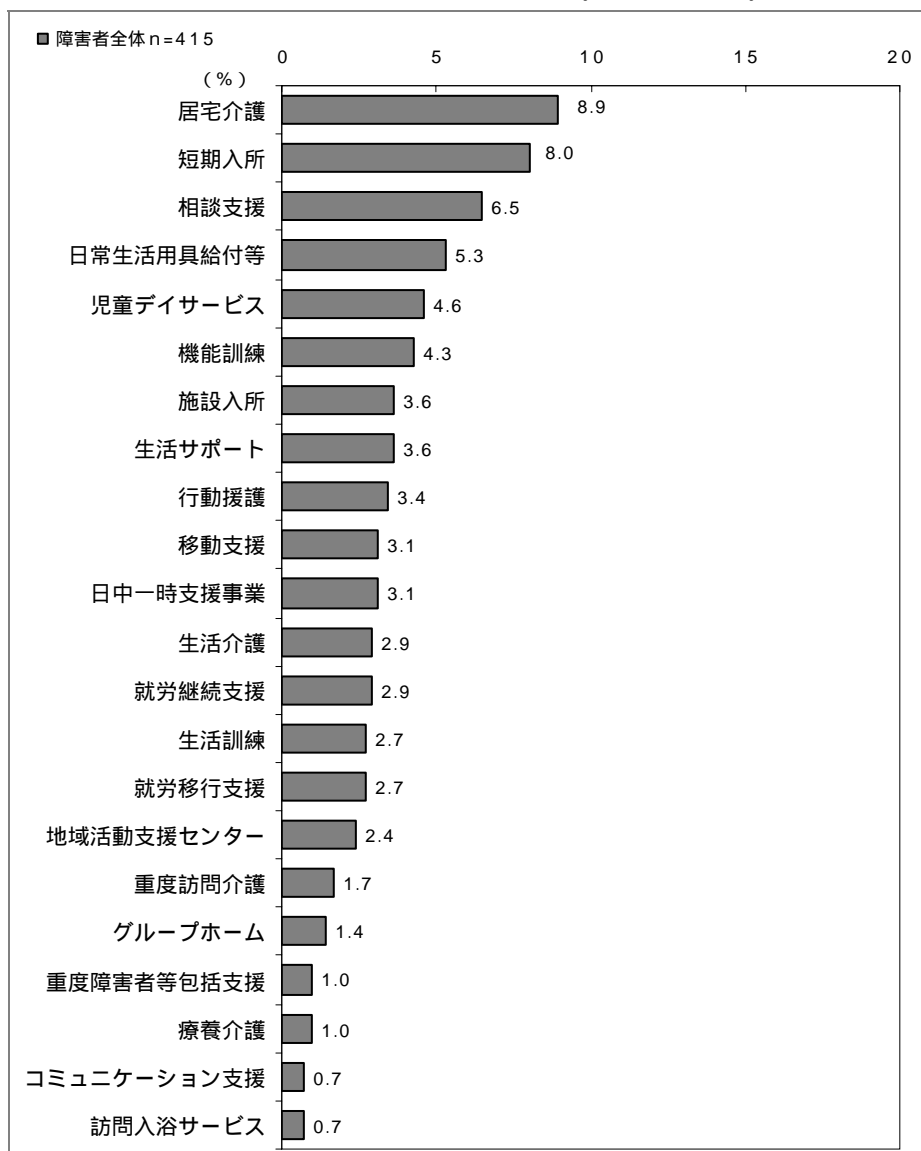
(1) 福祉サービスの利用状況

問

市で実施している制度・サービスについてお聞きします。
「1. 現在、利用しており、今後も利用したい」(複数回答)

障害者全体

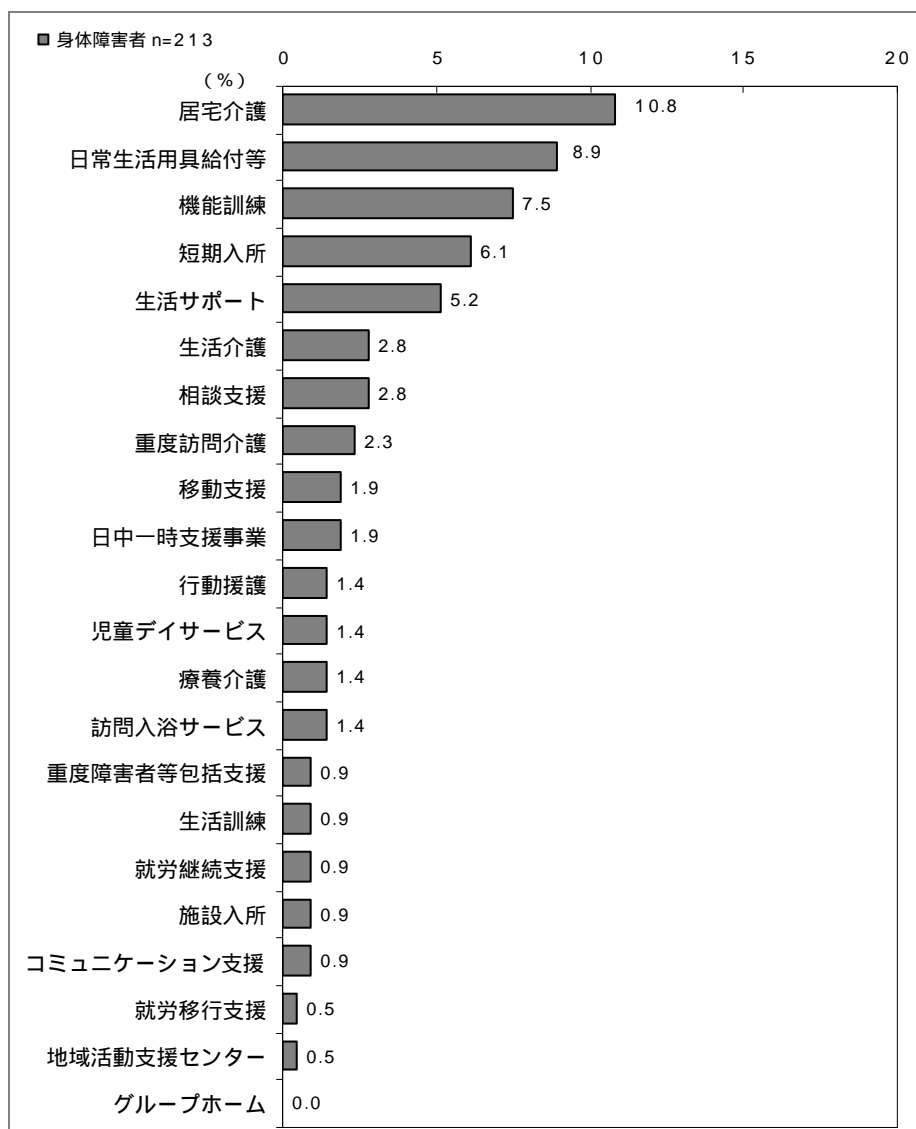
図3 福祉サービスの利用状況(障害者全体)



現在の利用状況は、「居宅介護」が 8.9%と「短期入所」が 8.0%で、最もよく利用されています。第3位以下は「相談支援」が 6.5%、「日常生活用具給付等」が 5.3%、「児童デイサービス」が 4.6%などで利用されています。

身体障害者

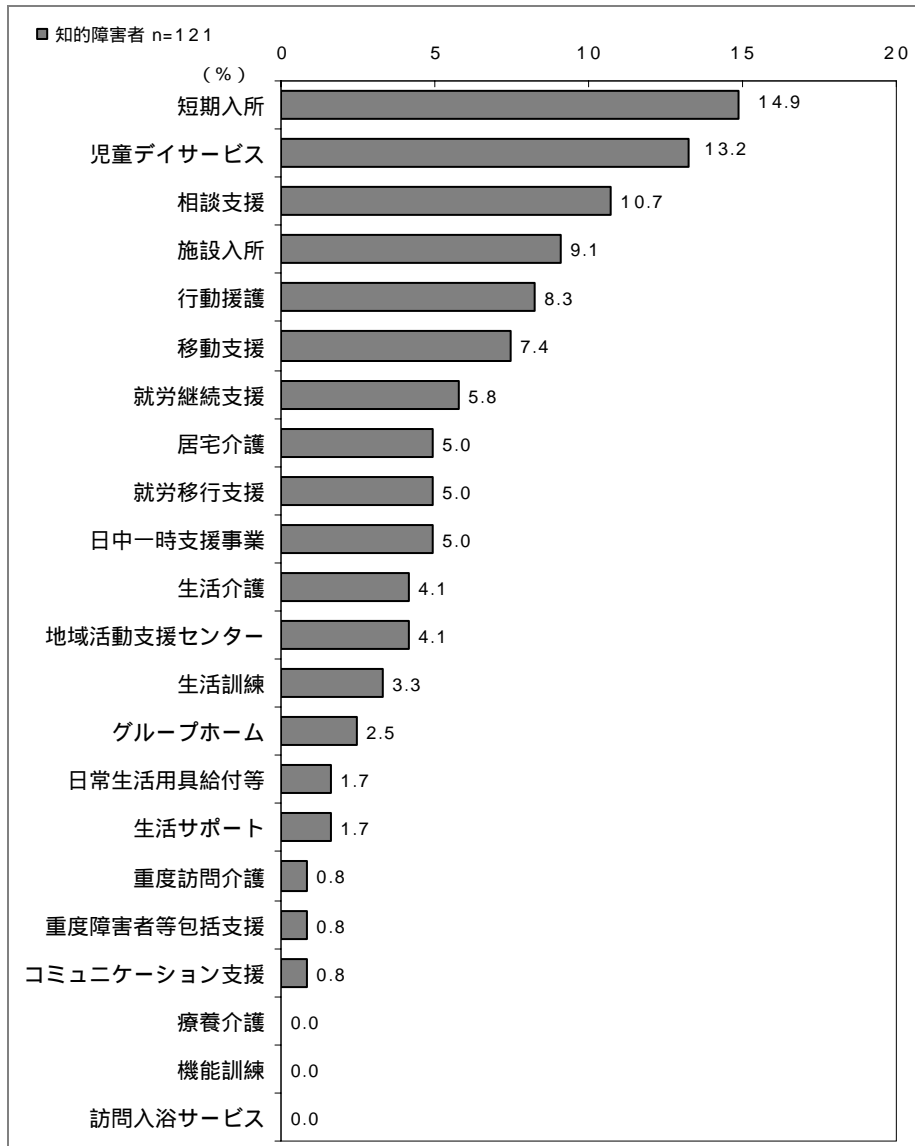
図4 福祉サービスの利用状況（身体障害者）



身体障害者では、最も利用されているのは「居宅介護」で 10.8%となっています。次いで「日常生活用具給付」が 8.9%、「機能訓練」が 7.5%、「短期入所」6.1%などとなっています。

知的障害者

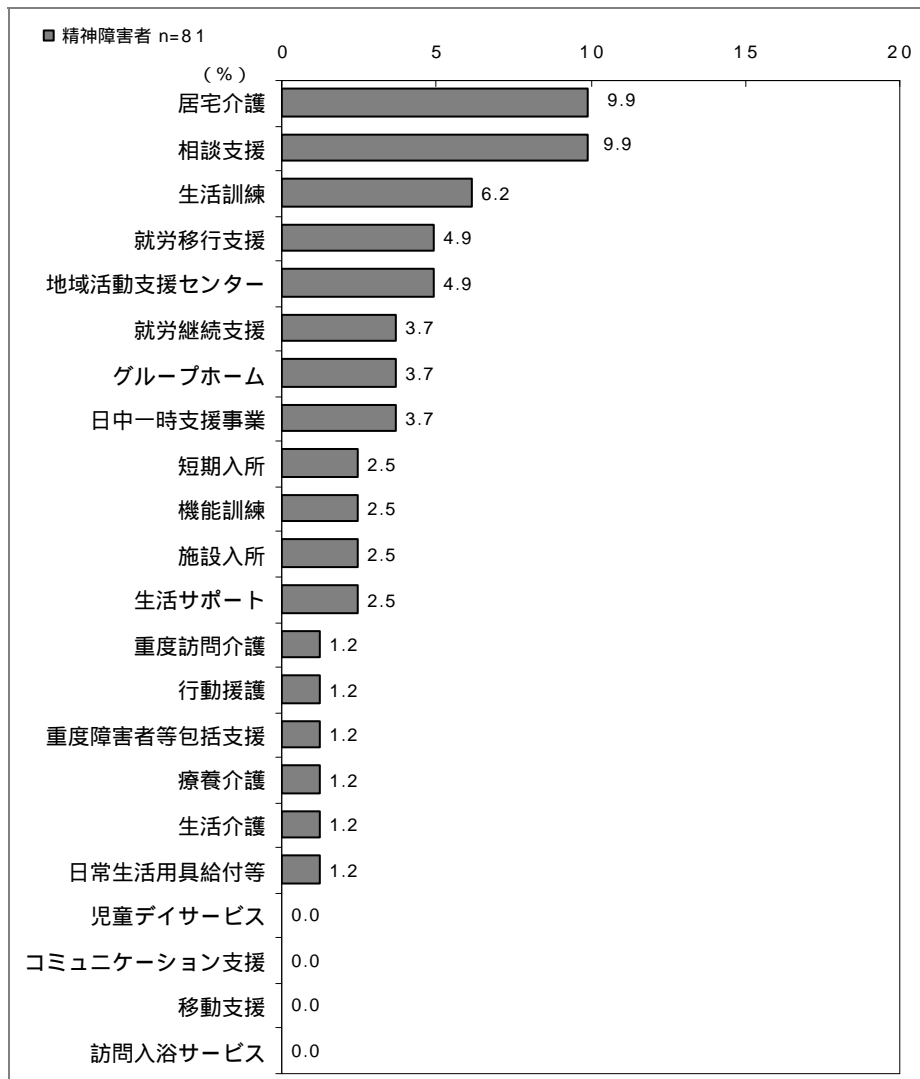
図5 福祉サービスの利用状況（知的障害者）



知的障害者では「短期入所」が14.9%で最も多く、「児童デイサービス」が13.2%、「相談支援」が10.7%、「施設入所」が9.1%となっています。また、「移動支援」は7.4%です。

精神障害者

図6 福祉サービスの利用状況（精神障害者）



精神障害者については、「居宅介護」と「相談支援」が9.9%で最も多く、「生活訓練」が6.2%などで続いています。

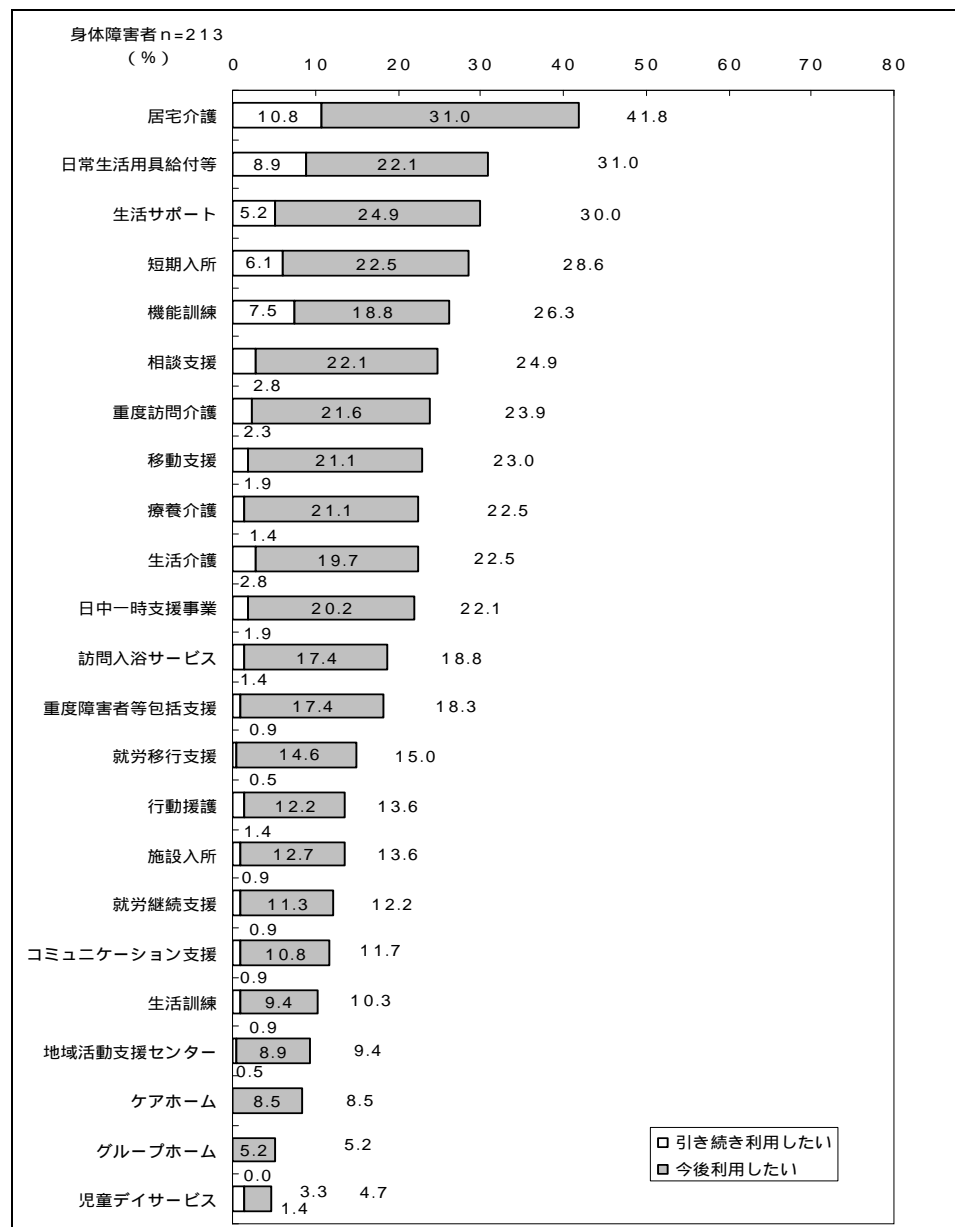
(2) 福祉サービスの利用意向

問

市で実施している制度・サービスについてお聞きします。
 「1. 現在、利用しており、今後も利用したい」
 「2. 現在は利用していないが、今後は利用したい」(サービスは何ですか。)(複数回答)

身体障害者

図7 福祉サービスの利用希望(身体障害者)

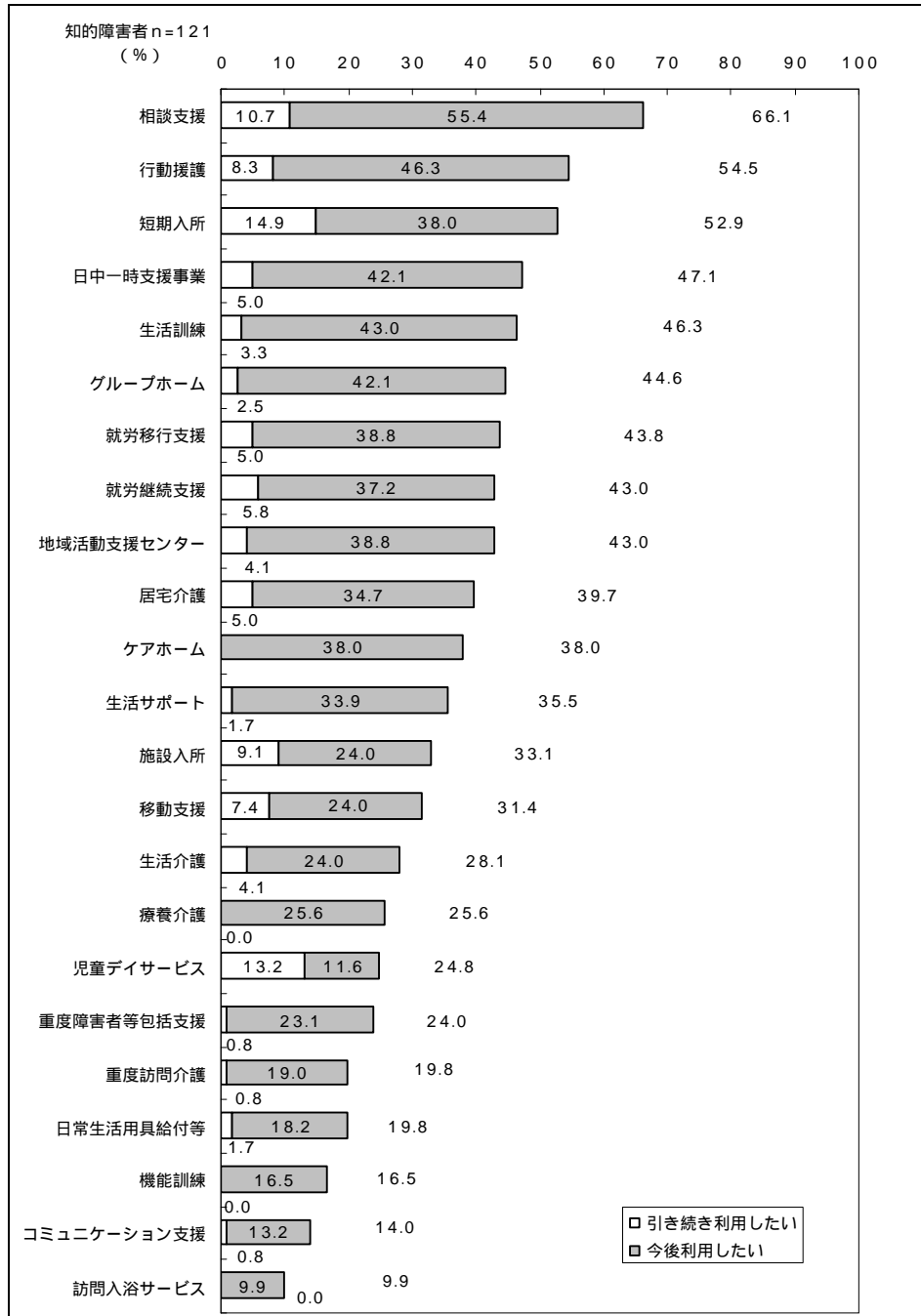


身体障害者について、現況の利用者と現在利用してなくて将来利用したい、という人をあわせると、「居宅介護」が41.8%と4割に達するほか、「日常生活用具」が31.0%、「生活サポート」が30.0%で続いています。また、「相談支援」は24.9%、「移動支援」

は 23.0%、「就労移行支援」は 15.0%などとなっています。

知的障害者

図 8 福祉サービスの利用希望（知的障害者）

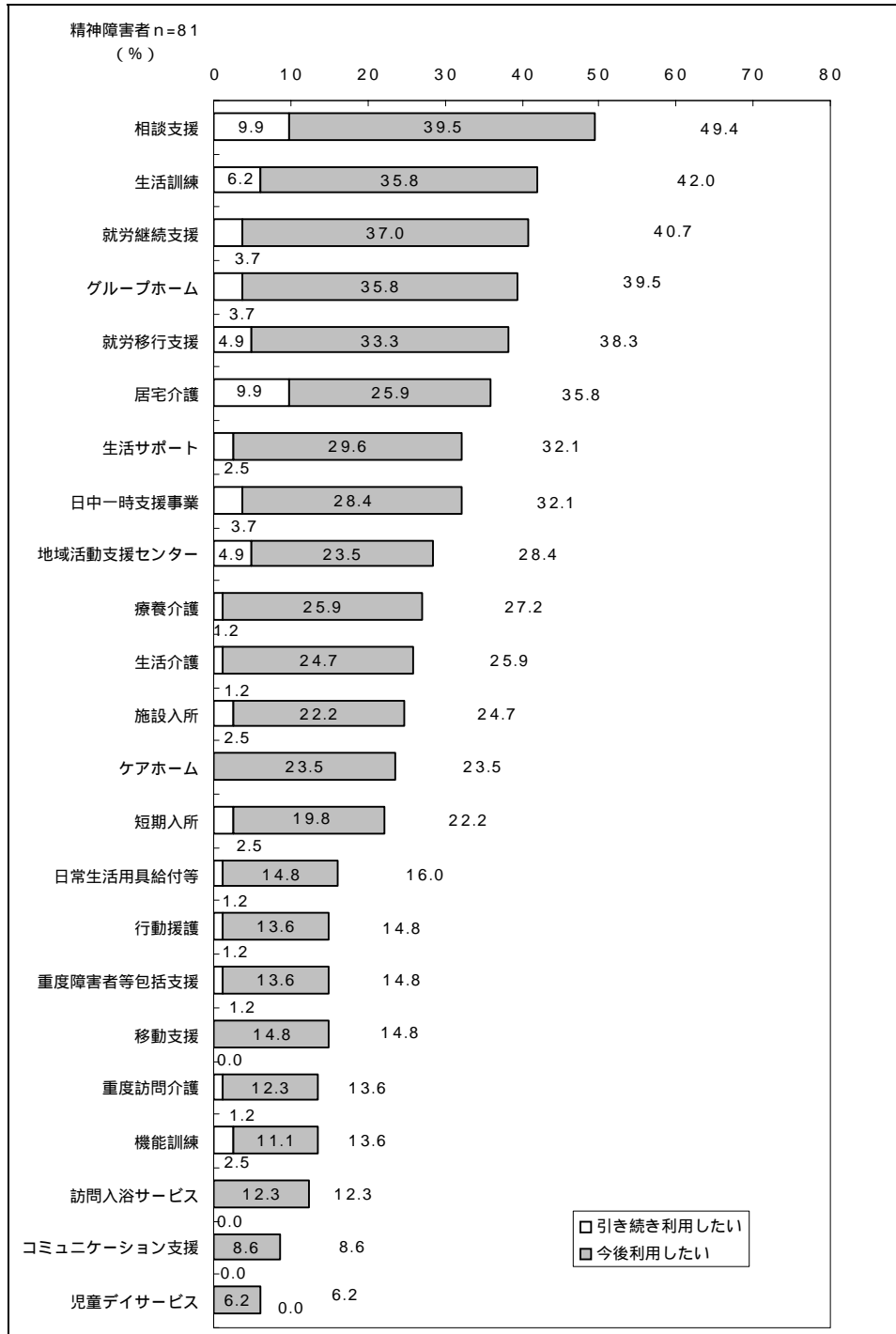


知的障害者では、「相談支援」が 66.1%と全体の 3分の2 に達しているほか、「行動援護」が 54.5%、「短期入所」が 52.9%で半数を超えています。また、「日中一時支援事業」が 47.1%、「生活訓練」が 46.3%、「グループホーム」が 44.6%、「就労移行支援」が 43.8%、「就労継続支援」と「地域活動支援センター」が 43.0%などとなっています。

新しい事業では「ケアホーム」が38.0%となっています。

精神障害者

図9 福祉サービスの利用希望（精神障害者）



精神障害者では、「相談支援」が49.4%と全体の半数に達しているほか、「生活訓練」が42.0%、「就労継続支援」が40.7%、「グループホーム」が39.5%となっています。新しい事業では「ケアホーム」が23.5%となっています。

3 就労に関する意向

(1) 働くための条件

問 障害のある方が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

図10 障害者が働くための条件

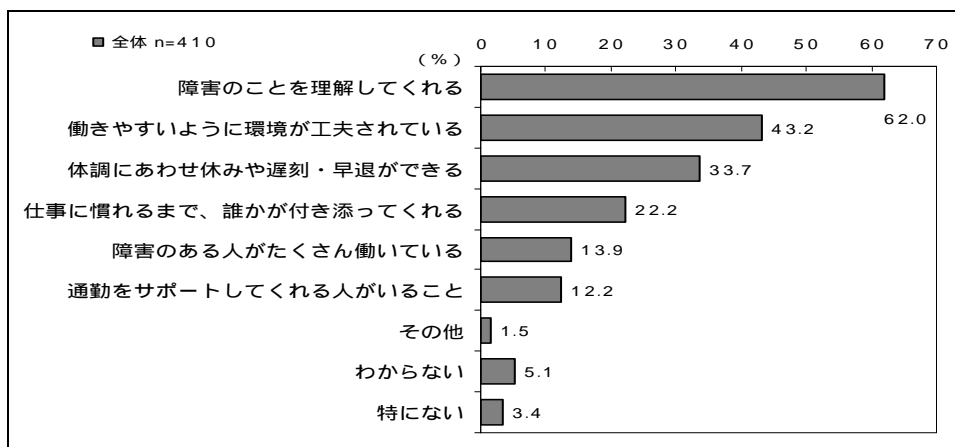


表7 障害種別の障害者が働くための条件

(単位：人・%)

カテゴリー名	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
障害のことを理解してくれる	62.0	54.0	76.9	60.5
働きやすいように環境が工夫されている	43.2	39.9	55.4	33.3
体調にあわせ休みや遅刻・早退ができる	33.7	31.0	24.0	55.6
仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれる	22.2	9.4	52.1	16.0
障害のある人がたくさん働いている	13.9	11.7	16.5	19.8
通勤をサポートしてくれる人がいること	12.2	11.3	19.8	3.7
その他	1.5	1.4	0.0	3.7
わからない	5.1	6.6	1.7	6.2
特にない	3.4	5.2	0.8	1.2
全体	410	213	121	81

現在働いていない人も含め、障害のある人が働くための条件を質問したところ、全体では「障害のことを理解してくれる」が62.0%と6割を占め最も多くなっています。次いで「働きやすいように環境が工夫されている」が43.2%、「体調にあわせ休みや遅刻・早退ができる」が33.7%などとなっています。

身体障害者では「障害のことを理解してくれる」が54.0%、「働きやすいように環境が工夫されている」が39.9%となっています。

また、知的障害者では「障害のことを理解してくれる」が76.9%と4分の3を占めているほか、「働きやすいように環境が工夫されている」も55.4%と高い回答がみられます。

精神障害者は、「障害のことを理解してくれる」が60.5%あり、第2位は「体調にあわせ休みや遅刻・早退ができる」で55.6%となっています。

(2) 今後の就業希望

問 あなたは、今後（将来）どのように仕事をしたいですか。

図11 将来どのように働きたいか（18～64歳）

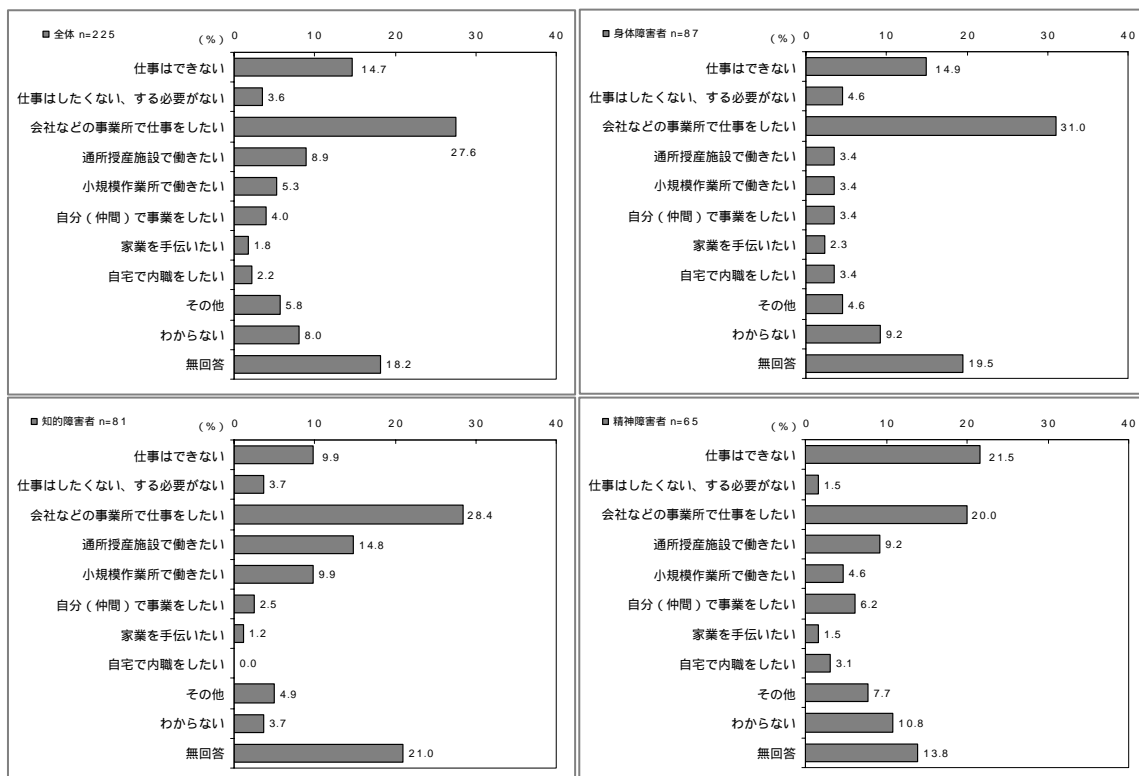


表8 どのように働きたいか（18～64歳、障害種別）

（単位：人・％）

	全体		仕事はできない	仕事はしたくない、 する必要がない	会社などの事業所 で仕事をしたい	通所授産施設で働 きたい	小規模作業所で働 きたい	自分（仲間）で事業 をしたい	家業を手伝いたい	自宅で内職をした い	その他	わからない	無回答
	人	％											
全体	225	100.0	14.7	3.6	27.6	8.9	5.3	4.0	1.8	2.2	5.8	8.0	18.2
身体 障害者	87	100.0	14.9	4.6	31.0	3.4	3.4	3.4	2.3	3.4	4.6	9.2	19.5
知的 障害者	81	100.0	9.9	3.7	28.4	14.8	9.9	2.5	1.2	0.0	4.9	3.7	21.0
精神 障害者	65	100.0	21.5	1.5	20.0	9.2	4.6	6.2	1.5	3.1	7.7	10.8	13.8

18歳～64歳の障害者では、「会社などの事業所で仕事をしたい」という人は27.6%となっています。また、「通所授産施設」が8.9%、「小規模作業所」が5.3%、「自分で事業をしたい」が4.0%、「自宅で内職をしたい」が2.2%、「家業を手伝いたい」が1.8%となっており、何らかの形で就労を希望する人は49.8%と全体の半数となっています。

これに対し「仕事はできない」は14.7%となっています。

「会社などの事業所で仕事をしたい」という人は、身体障害者が31.0%、知的障害者が28.4%、精神障害者が20.0%となっています。

また、「仕事はできない」は、身体障害者が14.9%、知的障害者が9.9%、精神障害者が21.5%で精神障害者がやや多くなっています。

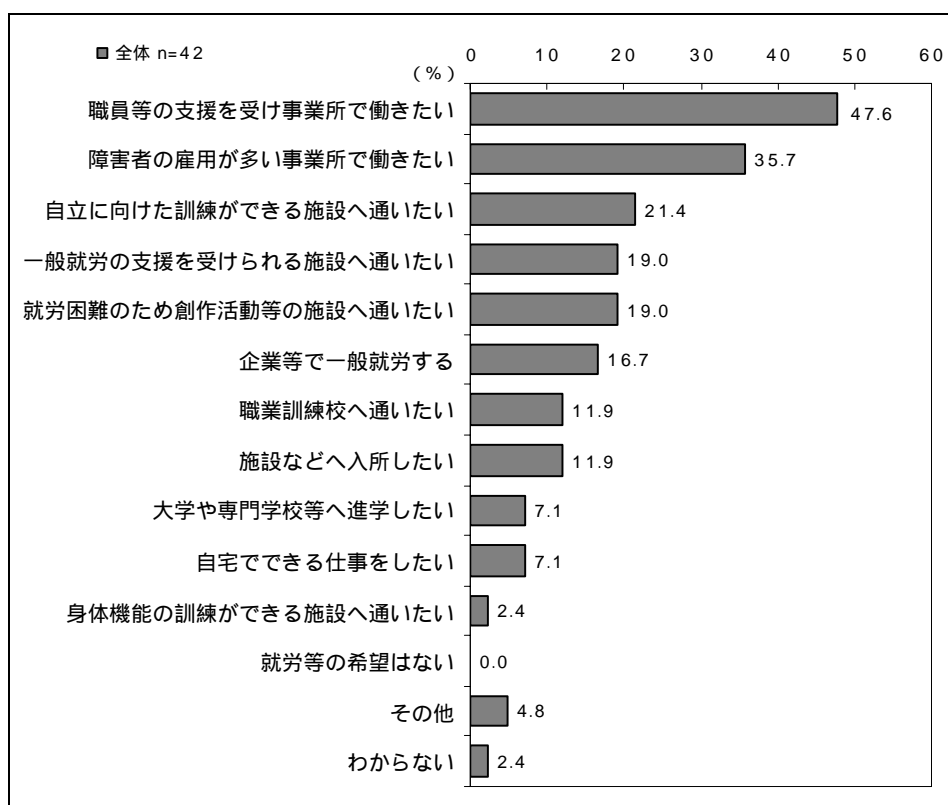
4 進路に関する意向

(1) 進路の希望

問

学校等に通っている方におうかがいします。今後、どのような進路を希望しますか。(複数回答)

図12 進路に対する意向



通学・通園している児童の進路希望は、「職員等の支援を受け事業所で働きたい」が最も多く47.6%、「障害者の雇用が多い事業所で働きたい」が35.7%で、上位2項目は就業意欲が示されています。

第3位以降は「自立に向けた訓練ができる施設へ通いたい」が21.4%、「一般就労の支援を受けられる施設へ通いたい」が19.0%となっており、就労支援のための施設があげられています。また、「就労困難のため、創作活動等の施設へ通いたい」も19.0%となっています。

5 相談事業に関する意向

(1) 相談しやすい体制の条件

問 相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

図13 相談しやすい体制

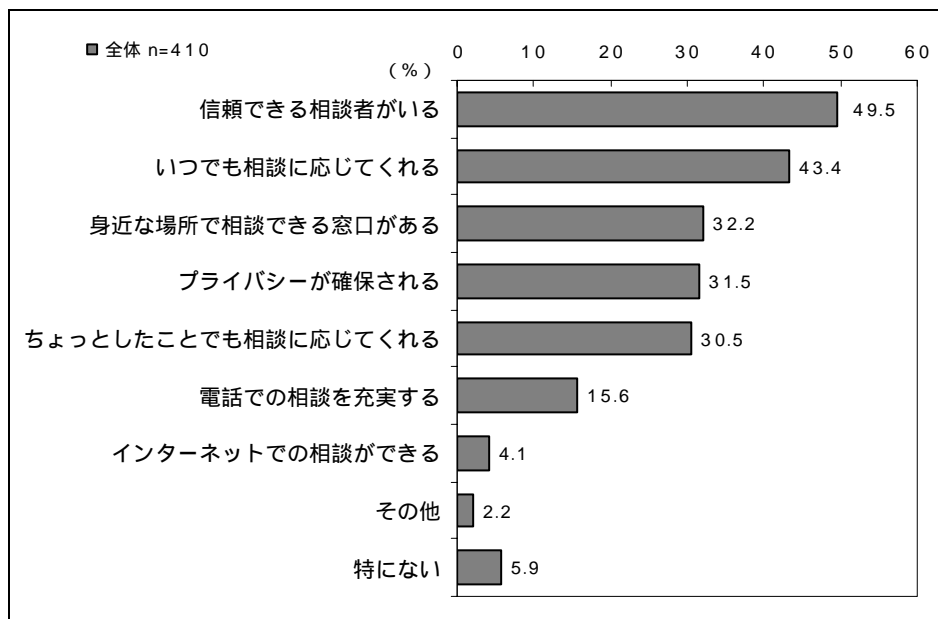


表9 障害種別にみる相談しやすい体制

(単位：人・%)

カテゴリー名	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
信頼できる相談者がいる	49.5	46.5	56.2	49.4
いつでも相談に応じてくれる	43.4	42.7	38.8	49.4
身近な場所で相談できる窓口がある	32.2	27.7	46.3	25.9
プライバシーが確保される	31.5	28.6	27.3	42.0
ちょっとしたことでも相談に応じてくれる	30.5	31.5	31.4	29.6
電話での相談を充実する	15.6	18.8	9.9	16.0
インターネットでの相談ができる	4.1	2.8	3.3	7.4
その他	2.2	1.9	0.8	4.9
特にない	5.9	7.0	5.0	2.5
全体	410	213	121	81

全体では、「信頼できる相談者がいる」が 49.5%、「いつでも相談に応じてくれる」が 43.4%で 4～5 割の回答がみられます。「身近な場所で相談ができる窓口がある」が 32.2%、「プライバシーが確保される」が 31.5%、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」が 30.5%で 30%代の回答です。

身体障害者は、「信頼できる相談者がいる」が 46.5%で最も多く、「いつでも相談に応じてくれる」が 42.7%で続いています。

知的障害者については、「信頼できる相談者がいる」が 56.2%と半数を超えています。第 2 位は「身近な場所で相談できる窓口がある」が 46.3%となっています。

精神障害者は、「信頼できる相談者がいる」と「いつでも相談に応じてくれる」がともに 49.4%となっていますが、第 3 位に「プライバシーが確保される」が 42.0%と高い回答がみられます。

第4章 基本事業とその取組みの方向

佐倉市障害福祉計画は、佐倉市障害者計画の生活支援に関する部分計画として位置付けられます。

障害福祉計画の掲げる5つの基本事業として、サービス量の確保、居住対策、相談支援、情報対策、就労対策の各項目についてその取組みの方向を示すこととします。

1 サービス事業者と人材の確保

<現状と課題>

障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害について共通の基盤のもとでサービスを展開することとなりましたが、とりわけ精神障害については、地域での生活支援の展開が歴史的にも浅いことがあり、支援を担う専門人材が少ない状況にあります。

障害者が地域で生活するには、福祉関係者だけでなく、今まで以上に多くの市民に啓発活動を行い、障害者に対する意識を高める必要があります。

事業者には、新体系への移行にとまどいがあり、サービス提供の視点からは、不明確な部分が多いのが現状です。

<取組みの方向>

事業量の見込量については、関係事業所及び県、周辺市町村との連携により、ニーズに対応できる事業量の確保に努めます。

利用者が事業所選択に活用できる事業所情報の提供を充実します。

地域生活支援事業者の拡充に努めます。

市民のボランティアへの参加を促進します。

障害者の保健福祉等に関する専門職員（臨床心理士、精神保健福祉士等）の確保に努めます。

障害福祉サービスの質が常に向上できる仕組みの確保に努めます。

2 居住支援の強化

<現状と課題>

障害者自立支援法により、地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者をはじめ、障害者施設の入所者が地域生活へ移行していくことが求められています。地域生活の場としてグループホームなど（P9：住居に対する意向参照）が不足しています。

障害者の地域生活移行においては、居住地域の住民の理解が極めて重要となります。

また、住居等の整備だけでなく、地域で生活するための買い物などの生活自立への相談や支援についても検討していく必要があります。

<取組みの方向>

個別の障害者の意向にあわせて地域移行を進めるため、個別のモデルケースづくりを進めるとともに、成功事例についてその普及に努めます。

地域移行のために、地域や学校、病院、行政機関等幅広いネットワークづくりを進め、個別のケアマネジメントに対応できる体制づくりを進めます。

関係事業所との連携により必要とされるグループホーム・ケアホームの整備を進めます。

グループホームなどの支援員に対し、十分な支援ができる体制の整備に努めます。

3 相談支援体制の整備

<現状と課題>

精神障害者に対する相談体制は、過去に県、保健所を中心に対応してきた経緯もあり、身近なところで支援が受けられる相談支援体制が未整備です。

今後は、指定相談支援事業所を中心に相談業務を拡充する必要がありますが、就労、住居、福祉サービスなど多様なニーズに応えるために、関係各機関との連携が必要です。

また、市民、事業者、当事者の連携、協働による重層的な相談体制の整備と、ネットワーク化が必要となります。

障害児に対しては、母子保健から子育て、教育、福祉とそれぞれの年齢に対応したケアがなされていますが、個々の障害者(児)のニーズに応じて、ライフサイクルを通じた総合的・計画的な支援を提供する体制が必要です。

サービス利用者の人権擁護や虐待防止に向けた仕組みを整備していく必要があります。

<取組みの方向>

相談の主力は、指定相談支援事業所に置き、障害特性に考慮した相談支援体制を充実します。

精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の新たなニーズや困難事例に対する専門的な相談支援に対応するために、関係機関との連携を図ります。

特に障害児に対するサービスを、ライフステージで途切れることなく支援の継続・調整を図るための連携を図ります。

4 情報体制の整備

<現状と課題>

障害者施策について、十分な情報提供が来ていません。

サービス利用の為の基本情報が得られる体制がありません。

基本的なサービスとして、音声テープや手話の活用など障害に配慮した情報提供について実施できる体制整備が必要です。

<取組みの方向>

当事者団体との定期的な会合を実施します。

ホームページ、「障害者福祉のしおり」の充実を図ります。

情報機器の発達に対応した情報提供の体制を整備します。

5 障害者就労の促進

<現状と課題>

障害者の地域移行が求められるなかで、障害者のニーズに応えられる環境が不十分です。

加えて、障害者の工賃水準は、未だ低い水準に留められており、障害者及び家族にとっての大きな課題となっています。

障害者の就労意欲は高く、養護学校を卒業する生徒の進路(P21:進路の希望参照)や、知的・精神障害者の就労促進について対策を行う必要があります。

市内に就労系の事業所が少ないため、新しい就労継続支援(A型、B型)の事業を実施する事業所の確保などに課題があります。

<取組みの方向>

指定相談支援事業所を核とし、市、商工会議所、養護学校、周辺各市町村、ハローワーク等関係機関との連携を強化します。

就労移行支援、就労継続支援の事業の確保に努めます。

第5章 障害者自立支援法による事業の見込量

1 目標値

本障害福祉計画で定める数値目標は次のとおりです。

(1) 入所施設の入所者の地域への移行

施設入所は、地域生活への移行を12名見込むなかで、新たに6名の利用を見込み、全体として6名の削減を目指します。

表10 入所施設の入所者の地域への移行

(単位：人、%)

項目	数値	考え方
現在の入所者数(A)	120人	平成17年10月1日の数とする。
【目標値】(B) 地域生活移行数	12人 (10.0%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所 支援利用者(C)	6人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の 入所者数(D)	114人	平成23年度末の利用人員見込
【目標値】 削減見込(E)	6人 (5.0%)	差引減少見込数 (A-D)

平成17年10月1日、現在の施設入所者数

120 人

地域生活への移行者見込数

H23年度 12 人 10.0% (÷)

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
各 年	0	1	1	3	4	3
累 計	0	1	2	5	9	12

新規入所者見込数

(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
各 年	1	1	1	1	1	1
累 計	1	2	3	4	5	6

施設入所者数 (- +)

(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
各 年	121	121	121	119	116	114

削減見込数 (-)

H23年度 6 人

(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
各 年	+1	+1	+1	-1	-4	-6

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者について、退院可能な障害者 6 8 名の退院を目指します。

表 1 1 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(単位：人)

項 目	数 値	考 え 方
現在の退院可能精神障害者数	6 8	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	6 8	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

現在の退院可能精神障害者数

6 8 人

平成 2 3 年度までの減少数

(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
各 年	5	8	10	13	15	17
累 計	5	13	23	36	51	68

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行は11名を見込みます。

表12 福祉施設から一般就労への移行

(単位：人)

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成23年度までの一般就労移行者数	11人	平成23年度までに施設を退所し、一般就労する者の数
現在の福祉施設利用者数	209人	平成17年度において福祉施設を利用している者の数
平成23年度末の就労移行支援事業利用者数	40人	平成17年度における福祉施設利用者のうち、2割以上が利用
平成23年度末の就労継続支援事業利用者数	79人	
A型利用者	21人	平成23年度末の就労継続支援事業利用者のうち、3割をA型の利用者数

現在の一般就労移行者数

3人

平成23年度までの一般就労移行者数

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
各年(人)	0	0	2	3	3	3
累計(人)	0	0	2	5	8	11

現行施設利用者(日中系209人)の2割以上を就労移行事業の対象とします。

(単位：人)

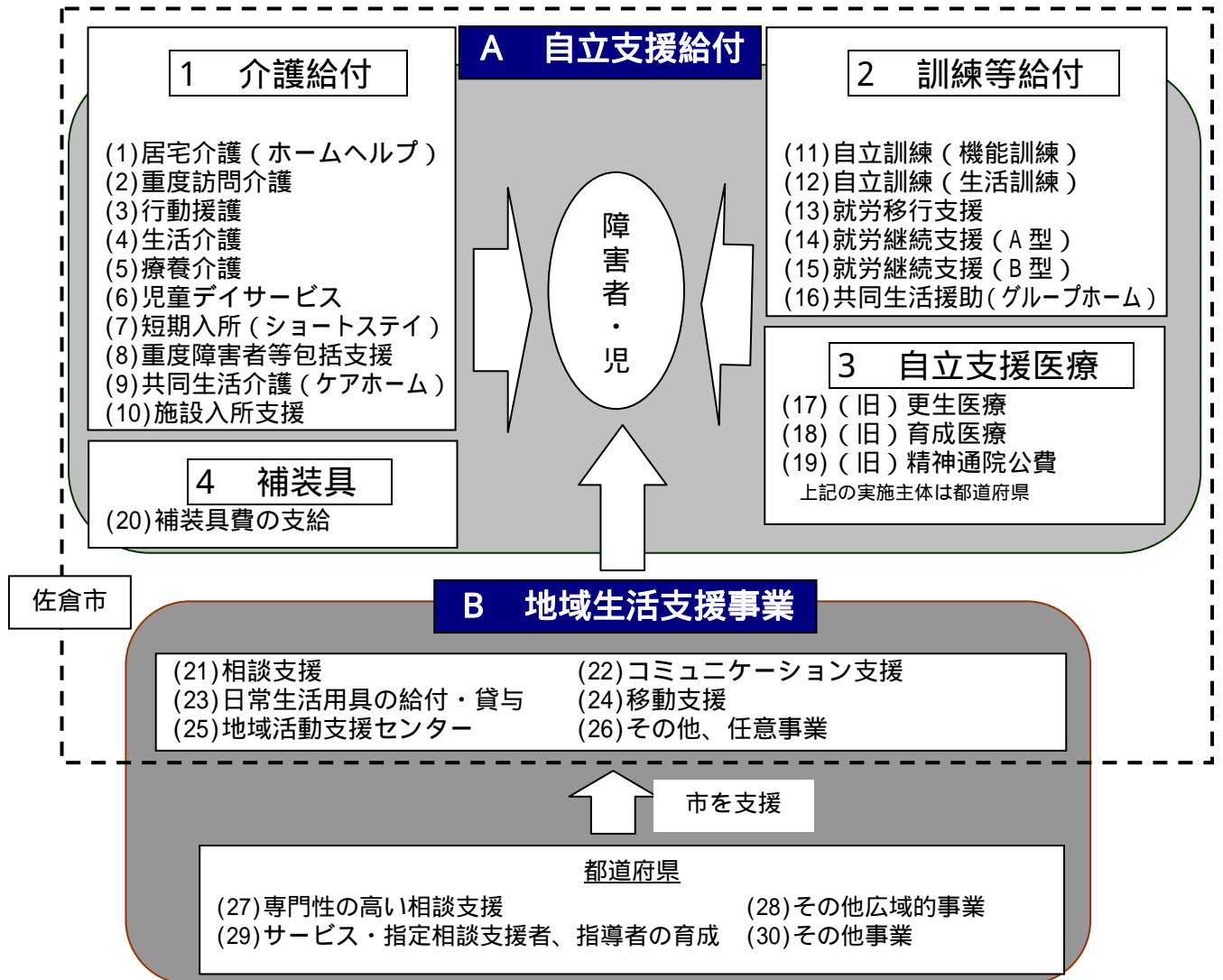
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労移行支援	8	19	21	21	30	40

就労継続支援対象者のうち30%以上をA型とします。

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
A型	1	2	6	10	16	21
B型	15	90	100	80	72	58

図 1 4 障害者自立支援法によるサービス体系の全体像



注：(1)(3)(6)(7)(17)(18)(19)は平成 18 年 4 月から実施。その他は平成 18 年 10 月から実施。

2 障害福祉サービスの見込量

障害者自立支援法による福祉サービスの見込量は、市の実態をもとに国のワークシートと県調整により作成されています。

(1) 居住系サービス

居宅介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事援助を行います。

重度訪問介護は、常時介護を要する全身性障害者に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動中の介護などを行います。

行動援護は、常時介護が必要な知的障害の方が行動する際に、危険回避のための援護、外出時の移動介護などを行います。

重度障害者等包括支援は、介護の程度が著しく高い障害者の方に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供します。

居宅介護・重度訪問介護・利用者行動援護・重度障害者等包括援護の見込み

(単位：人)

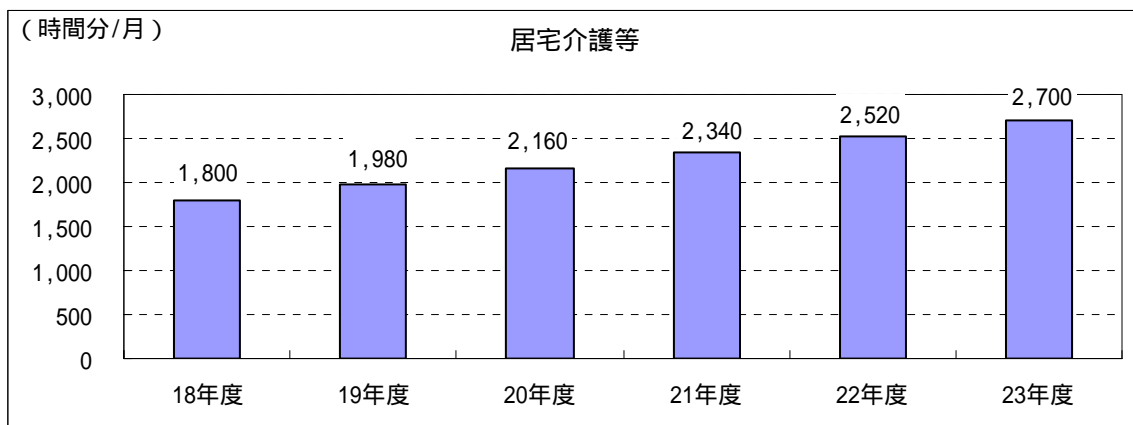
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計(人)	90	99	108	117	126	135

利用者1人当たりの月間利用時間 20時間/月

利用時間の見込み

(単位：時間)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計(時間)	1,800	1,980	2,160	2,340	2,520	2,700



(2) 生活介護

生活介護は、常時介護を要する一定以上の障害程度の方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や生活活動の機会の提供などを行います。

障害程度区分の3以上又は50歳以上で区分2以上に該当する者の見込数

(単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者 (人)	41	91	118	135	147	156

小規模作業所のうち、新たに生活介護の対象と見込まれる者

(単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者 (人)	2	4	6	6	7	7

利用者数の見込み 合計 (+)

(単位 : 人)

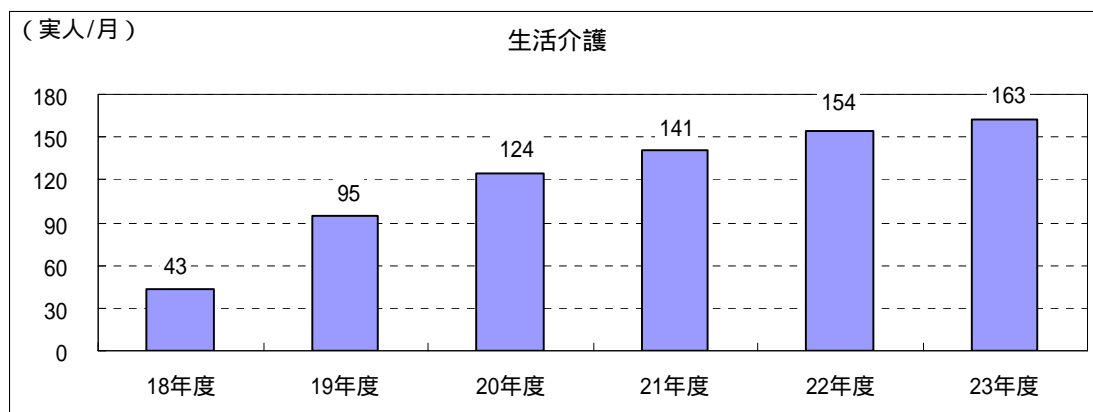
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計 (人)	43	95	124	141	154	163

利用者1人当たりの平均利用日数見込み 22日/月

サービス量の見込み (×)

(単位 : 人日)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	946	2,090	2,728	3,102	3,388	3,586



(3) 自立訓練 (機能訓練)

自立訓練のうち身体障害者を対象とするのが機能訓練です。病院を退院もしくは盲・聾養護学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などが必要な身体障害の方に対し、リハビリテーションなどを行います。

地域生活への移行者数の見込み

(単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
療 護	1	3	4	4	4	5
新 規	0	0	0	0	0	0

利用者数の見込み

(単位 : 人)

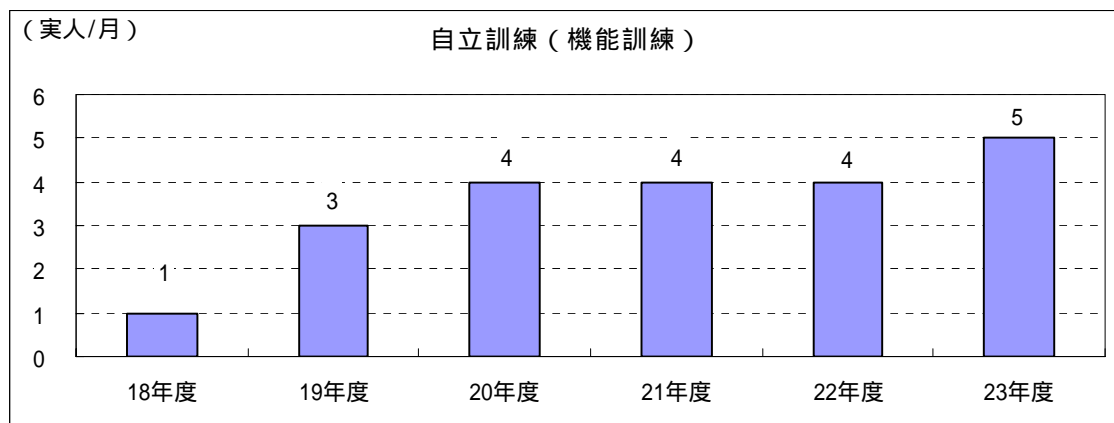
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	1	3	4	4	4	5

利用者 1 人当たりの平均利用日数見込み 22 日 / 月

サービス量の見込み (×)

(単位 : 人日)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	22	66	88	88	88	110



(4) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練のうち知的障害者や精神障害者を対象とするのが生活訓練です。病院や施設を退院、退所したり、養護学校を卒業した知的障害や精神障害の方に対し、地域生活を営む上で必要な社会的なリハビリテーションなどを行います。

施設利用者ニーズからの自立訓練（生活訓練）利用者数の見込み（生活介護対象者を除く）
（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	4	9	12	14	16	17

退院可能精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数見込み
（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	2	4	5	6	6	7

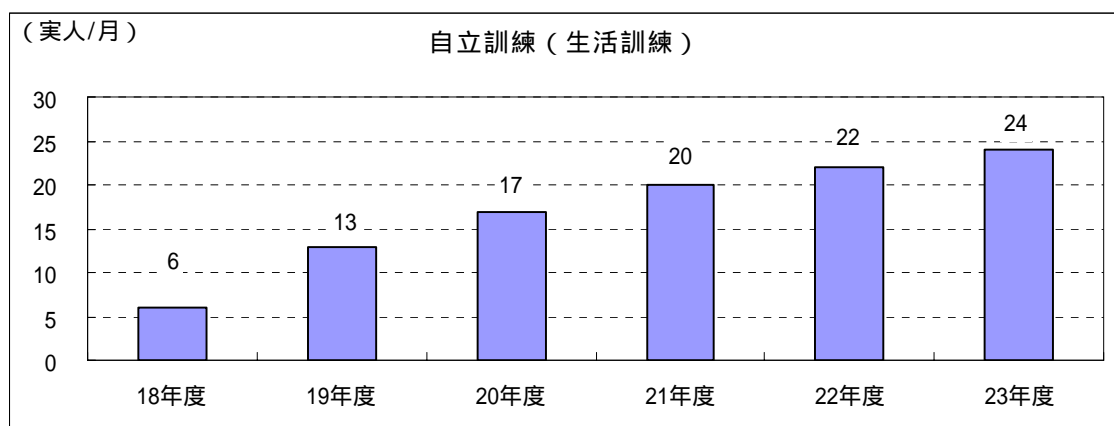
利用者数の見込み（ + ）
（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	6	13	17	20	22	24

利用者1人当たりの平均利用日数見込み 22日/月

サービス量の見込み（ × ）
（単位：人日）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	132	286	374	440	484	528



(5) 就労移行支援

就労移行支援は、一般企業や在宅での就労を希望する方に対し、事業所内における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探しなどの支援を行います。

施設利用者ニーズからの就労移行の利用者の見込み（生活介護対象者を除く）

（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	3	7	10	13	19	30
新規	2	4	4	4	8	6

小規模作業所のうち、新たに就労移行の対象と見込まれる者

（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	3	7	6	3	2	2

退院可能精神障害者の利用者数の見込み

（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	0	1	1	1	1	2

利用者数の見込み 合計（ + + ）

（単位：人）

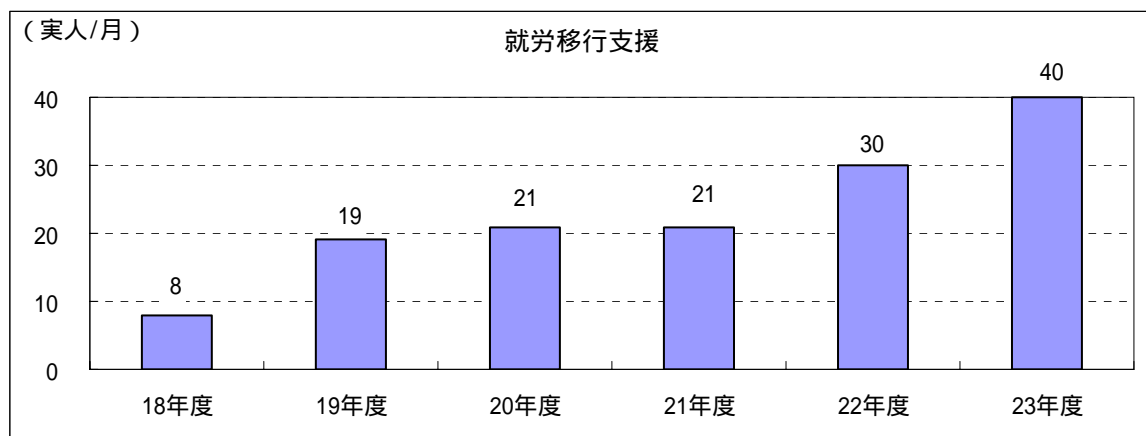
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	8	19	21	21	30	40

利用者 1 人当たりの平均利用日数見込み 2 2 日 / 月

サービス量の見込み（ × ）

（単位：人日）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	176	418	462	462	660	880



(6) 就労継続支援 (A 型 ・ 雇 用 型)

就労継続支援 (A 型 ・ 雇 用 型) は、一般就労を行うには、能力や体力の面で問題がある方に対し、雇用契約に基づく就労機会を提供し一般就労への移行を支援します。

日中活動系サービス全体の見込量から、介護給付・訓練等給付の対象者以外の者のうち、就労継続支援 (A 型) の対象と見込まれる者 (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	0	1	1	3	5	8
新 規	0	0	1	1	2	3

小規模作業所の雇 用 型 の 利 用 者 数 の 見 込 み (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	0	0	1	2	3	3

退院可能精神障害者の利用者数の見込み (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	1	1	3	4	6	7

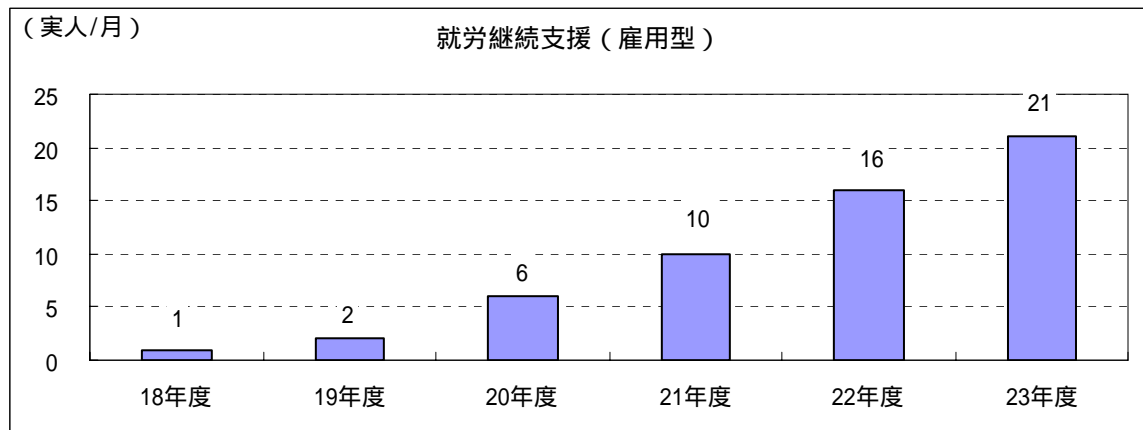
利用者数の見込み 合計 (+ +) (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	1	2	6	10	16	21

利用者 1 人 当 た り の 平 均 利 用 日 数 見 込 み 2 2 日 / 月

サ ー ビ ス 量 の 見 込 み (×) (単位 : 人 日)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	22	44	132	220	352	462



(7) 就労継続支援 (B 型 ・ 非雇用型)

就労継続支援 (B 型 ・ 非雇用型) は、一般就労を行うには、能力や体力の面で問題がある方に対し、A型と異なり雇用契約を結ばないで就労機会を提供し、一般就労への移行を支援します。

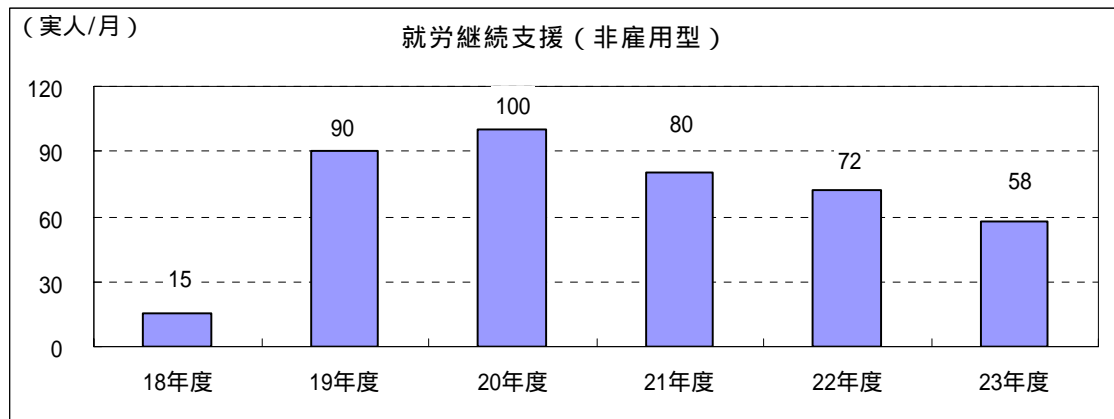
就労継続支援対象者のうち、A型の見込み者を控除した数 (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
継続支援全体	16	92	106	90	88	79
A 型	1	2	6	10	16	21
B 型	15	90	100	80	72	58

利用者 1 人当たりの平均利用日数見込み 22日/月

サービス量の見込み (×) (単位 : 人日)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	330	1,980	2,200	1,760	1,584	1,276



(8) 療養介護

療養介護は、医療と常時の介護が必要な一定以上の障害程度の方に対し、療養上の管理や医学的管理における介護等を行います。

重度心身障害児施設の利用者の伸びによる療養介護利用者数の見込み (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	2	2	2	2	2	2

進行性筋萎縮症者等療養等給付事業対象者の利用者数の見込み (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	3	3	3	3	3	3

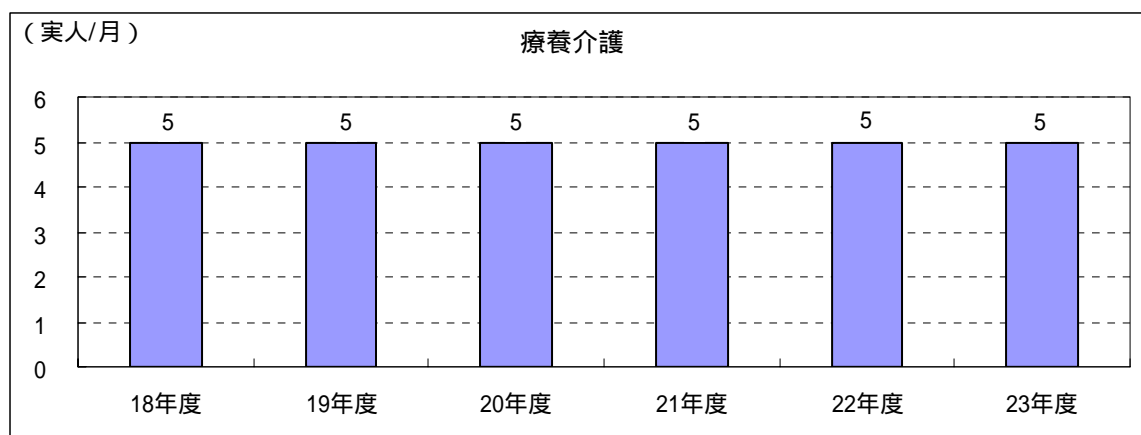
利用者見込み (+) (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	5	5	5	5	5	5

利用者 1 人当たりの平均利用日数見込み 30日/月

サービス量の見込み (×) (単位：人日)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	150	150	150	150	150	150



(9) 児童デイサービス

児童デイサービスは、障害児が通所して、日常生活訓練、社会適応訓練などを行います。

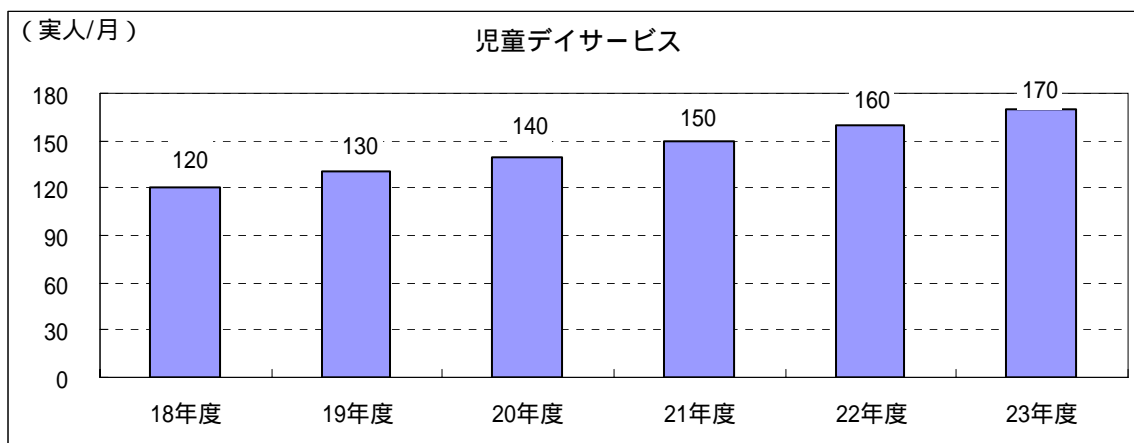
障害児タイムケア事業との役割分担を考慮した利用者数の見込み (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	120	130	140	150	160	170

利用者1人当たりの平均利用日数見込み 8日/月

サービス量の見込み (×) (単位：人日)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	960	1,040	1,120	1,200	1,280	1,360



(1 0) 短期入所

短期入所は、介護を行う方の病気などの場合に、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

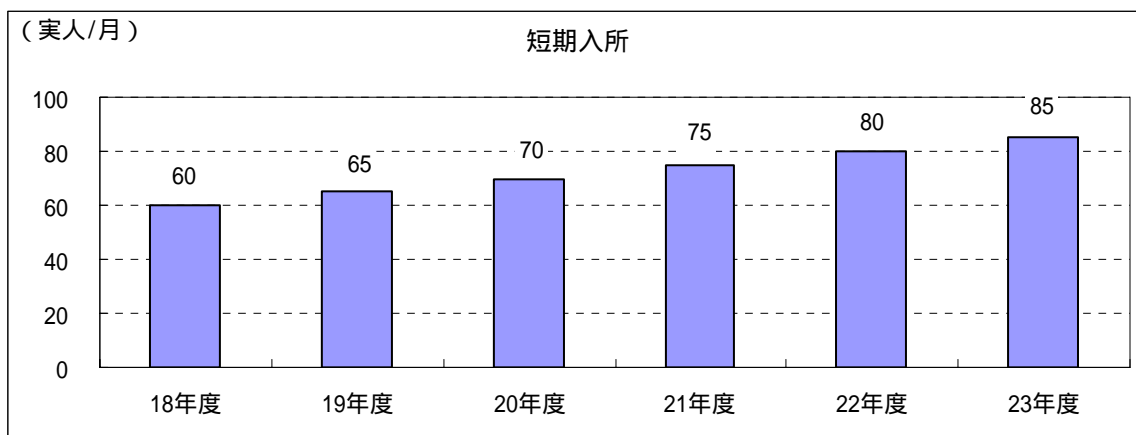
短期入所者の利用の伸びを考慮した利用者数の見込み (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	60	65	70	75	80	85

利用者 1 人当たりの平均利用日数見込み 7日/月

サービス量の見込み (×) (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	420	455	490	525	560	595



(1 1) 施設入所支援

施設入所支援は、常時介護を要する方に対し、夜間の居住の場などを提供します。

現入所者のうち新体系への移行者数の見込み (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	17	42	54	61	65	67

新規の施設入所者数の見込み (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	1	2	3	4	5	6

利用者数の見込み (非雇用入所・訓練施設・経過入所) (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
非雇用入所	3	8	11	14	18	20
訓練施設	4	10	15	16	18	21
経過入所	6	14	16	13	6	0

新体系の合計 (+ +) (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	31	76	99	108	112	114

旧体系利用者数の見込み (旧体系支援費対象施設) (単位 : 人)

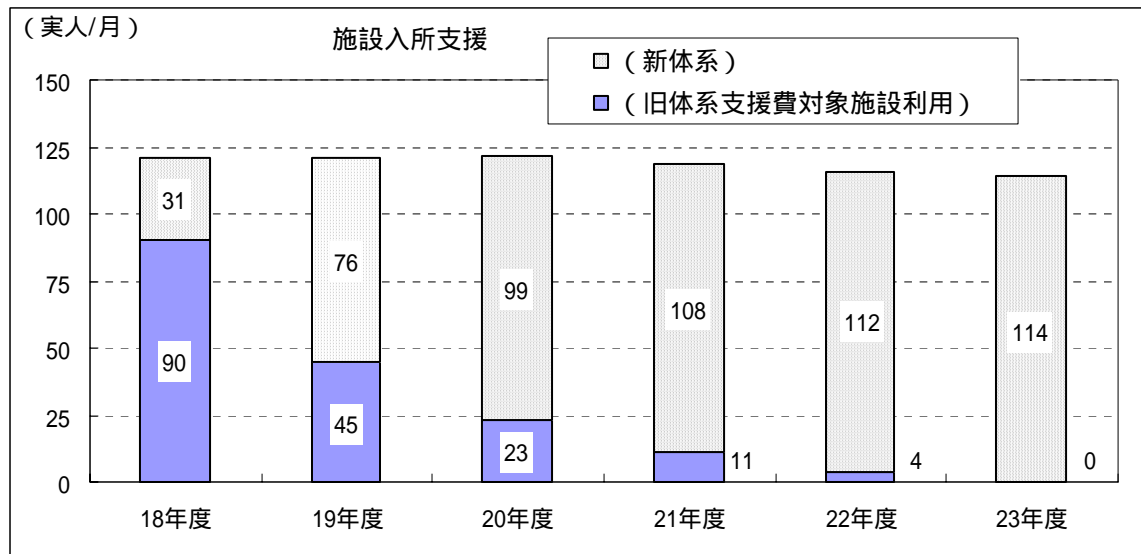
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	90	45	23	11	4	0

小規模通所作業施設、精神障害者社会復帰施設を除く

施設利用者合計 (+) (単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	121	121	122	119	116	114

(施設入所支援)



注) 新体系は非雇用入所、訓練入所、経過入所を含む数です。

(1 2) 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）は、就労もしくは就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害の方で、介護は必要ないが日常生活上の援助が必要な方を対象に、居住の場を提供するとともに、日常生活にかかわる相談や家事支援などを行います。

共同生活介護（ケアホーム）は、生活介護や就労継続支援などを利用する知的障害・精神障害の方が、共同生活を行いながら、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援を受ける住居です。

短期入所者の利用の伸びを考慮した利用者数の見込み (単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者の伸び	13	13	14	16	18	19
新規	3	6	9	12	15	18
通勤寮	0	0	0	0	0	0

退院可能精神障害者の利用者数の見込み

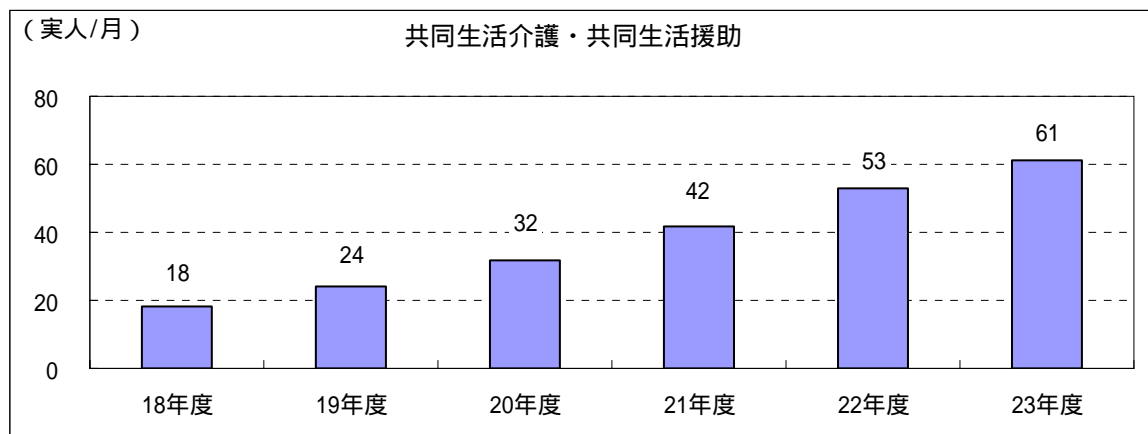
(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	2	5	9	14	20	24

サービス量の見込み (+)

(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合計	18	24	32	42	53	61



(1 3) 相談支援

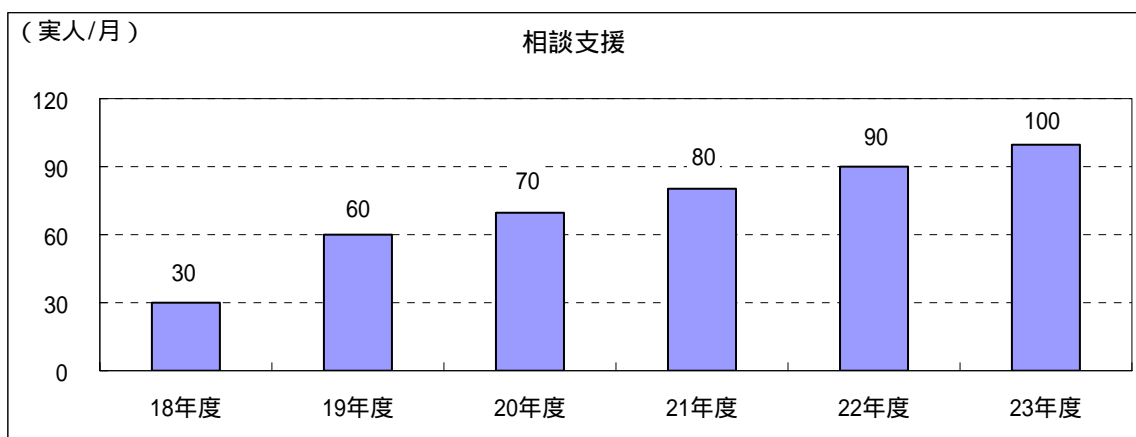
相談支援は、障害者（児）や介護を行う人からの相談に応じます。必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行います。

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム・ケアホーム、重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的プログラム（サービス利用計画）に基づく支援が必要な者の見込み

（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
合 計	30	60	70	80	90	100

注) 日中系利用者の1割程度を見込む



3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量は、次のとおりとします。

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者、障害児の保護者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。

障害者相談支援事業

ア 障害者相談支援事業 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	4	4	5	5	5	5

イ 地域自立支援協議会 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	0	0	1	1	1	1

市町村相談支援機能強化事業 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	2	2	4	4	4	4

住居入居等支援事業 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	2	2	2	4	4	4

成年後見制度利用支援事業 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	2	2	2	4	4	4

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意志疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意志疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

(単位：人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者	200	210	220	230	240	250

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目標とする事業です。

介護・訓練支援用具

(単位：件)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
給付等件数	10	11	12	13	14	15

自立生活支援用具

(単位：件)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
給付等件数	10	11	12	13	14	15

在宅療養等支援用具

(単位：件)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
給付等件数	30	33	36	39	42	45

情報・意思疎通支援用具

(単位：件)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
給付等件数	40	44	48	52	56	60

排泄管理支援用具

(単位：件)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
給付等件数	330	363	396	429	462	495

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

（単位：件）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
給付等件数	5	5	6	6	7	8

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

実施見込み箇所数

（単位：か所）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
箇所数	10	15	16	17	18	20

利用見込み者数

（単位：人）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者数	170	190	210	220	230	250

一人 39 時間

延べ利用見込み時間数

（単位：時間）

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
時間数	6,600	7,410	8,190	8,580	8,970	9,750

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もっと障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

ア 地域活動支援センター

実施見込み箇所数 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	1	1	2	2	2	3

利用見込み者数 (単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者数	10	10	20	20	20	30

イ 日中日帰りショートステイ事業

実施見込み箇所数 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	5	5	5	6	6	6

利用見込み者数 (単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者数	80	90	90	100	100	100

(6) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

実施見込み箇所数 (単位：か所)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
箇所数	2	2	2	2	2	2

利用見込み者数 (単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者数	5	5	7	7	7	7

(7) 生活支援事業

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的としています。

生活訓練事業

(単位 : か所)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
箇所数	2	2	2	2	2	2

視覚 1 か所、聴覚 1 か所

本人活動支援事業

(単位 : か所)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
箇所数	2	2	2	2	2	2

中途失聴者

(8) 地域活動支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を提供します。

実施見込み箇所数

(単位 : か所)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
箇所数	10	10	10	10	15	15

利用見込み者数

(単位 : 人)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用者数	80	90	90	100	100	100

利用時間

(単位 : 時間)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
利用時間	2,950	3,330	3,330	3,700	3,700	3,700

4 サービス見込量の総括表

佐倉市による障害福祉サービスの見込量は次のとおりです。

表 1 3 障害福祉サービス見込量総括表

新サービス		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	単位	備考 計算式	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護	1,800	1,980	2,160	2,340	2,520	2,700	時間/月	実人/月×時間/月	
	行動援護 重度障害者等包括支援	90	99	108	117	126	135	実人/月		
日中活動系サービス	生活介護	946	2,090	2,728	3,102	3,388	3,586	延人日/月	実人/月×日/月	
		43	95	124	141	154	163	実人/月		
	自立訓練（機能訓練）	22	66	88	88	88	110	延人日/月	実人/月×日/月	
		1	3	4	4	4	5	実人/月		
	自立訓練（生活訓練）	132	286	374	440	484	528	延人日/月	実人/月×日/月	
		6	13	17	20	22	24	実人/月		
	就労移行支援	176	418	462	462	660	880	延人日/月	実人/月×日/月	
		8	19	21	21	30	40	実人/月		
	就労継続支援 （A型：雇用型）	22	44	132	220	352	462	延人日/月	実人/月×日/月	
		1	2	6	10	16	21	実人/月		
	就労継続支援 （B型：非雇用型）	330	1,980	2,200	1,760	1,584	1,276	延人日/月	実人/月×日/月	
		15	90	100	80	72	58	実人/月		
	療養介護	150	150	150	150	150	150	延人日/月	実人/月×日/月	
		5	5	5	5	5	5	実人/月		
児童デイサービス	960	1,040	1,120	1,200	1,280	1,360	延人日/月	実人/月×日/月		
	120	130	140	150	160	170	実人/月			
短期入所	420	455	490	525	560	595	延人日/月	実人/月×日/月		
	60	65	70	75	80	85	実人/月			
居住系サービス	施設入所 支援	（新体系）	31	76	99	108	112	114	実人/月	
		（旧体系）	90	45	23	11	4	0	実人/月	
	共同生活介護 共同生活援助	18	24	32	42	53	61	実人/月		
相談支援	相談支援	30	60	70	80	90	100	実人/月		

注)推計の基本となるデータは平成17年10月値です。したがって推計値も1月当りの事業量です。

また、本市における地域生活支援事業の見込量は次のとおりです。

表 1 4 地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援事業							
相談支援事業							
ア 障害者相談支援事業	か所数	4	4	5	5	5	5
イ 地域自立支援協議会	か所数	0	0	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	か所数	2	2	4	4	4	4
住宅入居等支援事業	か所数	2	2	2	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	か所数	2	2	2	4	4	4
コミュニケーション支援事業	利用者	200	210	220	230	240	250
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支給用具	件数	10	11	12	13	14	15
自立生活支援用具	件数	10	11	12	13	14	15
在宅療養等支援用具	件数	30	33	36	39	42	45
情報・意志疎通支援用具	件数	40	44	48	52	56	60
排泄管理支援用具	件数	330	363	396	429	462	495
住宅改修費	件数	5	6	6	7	7	8
移動支援事業	か所数	10	15	16	17	18	20
	人数	170	190	210	220	230	250
	利用時間	6,600	7,410	8,190	8,580	8,970	9,750
地域活動支援センター	か所数	1	1	2	2	2	3
	人数	10	10	20	20	20	30
日中日帰りショートステイ事業	か所数	5	5	5	6	6	6
	人数	80	90	90	100	100	100
訪問入浴サービス事業	か所数	2	2	2	2	2	2
	人数	5	5	7	7	7	7
生活支援事業（生活訓練事業）	か所数	2	2	2	2	2	2
生活支援事業（本人活動支援事業）	か所数	2	2	2	2	2	2
地域活動支援事業	か所数	10	10	10	10	15	15
	人数	80	90	90	100	100	100
	利用時間	2,950	3,330	3,300	3,700	3,700	3,700

5 障害福祉サービス等の事業見込量の確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、市と事業所との連携により必要事業量の確保を目指します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、市と事業所との連携により事業量の確保を目指します。また、療養介護について関係医療機関との連携により、必要事業量の確保を目指します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、既存の障害者入所施設との連携も含め、新体系への転換を促し、必要事業量の確保を目指します。

(4) 相談支援

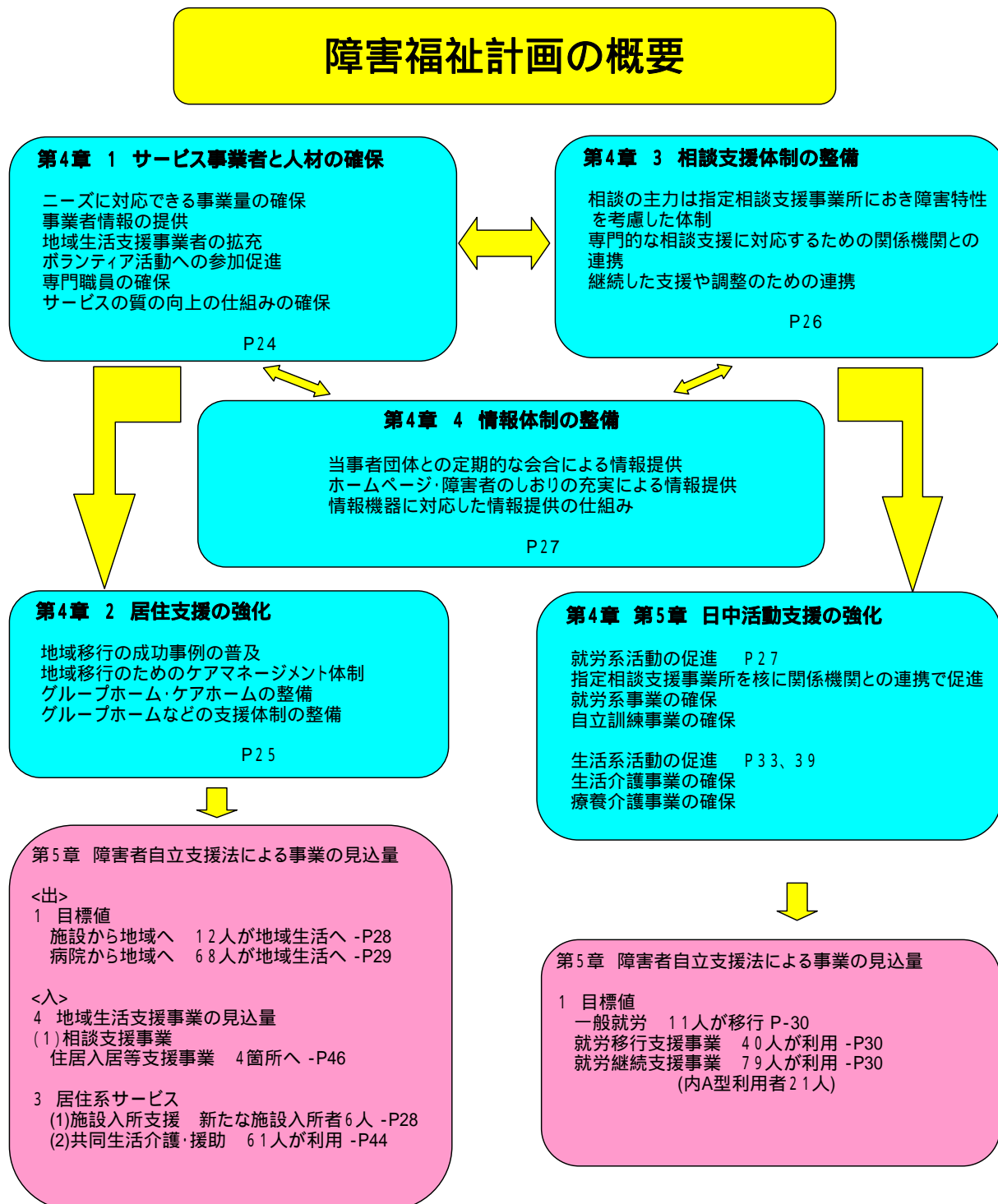
相談支援事業については、障害特性を考慮した事業委託を推進するとともに、関係各機関との連携を図ります。

(5) 地域生活支援事業

市の状況に応じた体制整備を図ります。

資料編

資料 1 障害福祉計画の概要



生活支える事業

訪問系サービス

資料編 事業の数値目標

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 月2700時間の利用 P-32

日中活動系サービス P-33～P-41

資料編 事業の数値目標

生活介護 163人が利用 ・ 機能訓練 5人が利用 ・ 生活訓練 24人が利用
就労移行支援 40人が利用 ・ 就労継続支援A型 21人が利用 ・ 就労継続支援B型 58人が利用
療養介護 5人が利用 ・ 児童デイサービス 170人が利用 ・ 短期入所 85人

居住系サービス

資料編 事業の数値目標

施設入所 114人が利用 P-42 ・ グループホーム・ケアホーム 61人が利用 P-44

資料 2 厚生労働省策定指針

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める。

2 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入

院から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の構築が不可欠である。そのため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者等を含めたネットワーク（地域自立支援協議会）を構築する。

第二 市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

障害福祉計画を基本的理念に沿ったものとし、あわせて数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

（1）障害者の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握するほか、障害者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

（2）地域社会の理解の促進

グループホームの設置などサービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者本人のみならず地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

（3）総合的な取組み

障害者の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、ハローワーク、養護学校等の行政機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進める。

2 平成二十三年度の目標値の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、数値目標を設定することが適当である。

具体的には、現行の施設が新体系サービスへの移行を終える平成二十三年度を

目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが考えられる。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成二十三年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現在の入所施設の入所者数の一割以上とするとともに、これにあわせて平成二十三年度末時点の施設入所者数を七%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成二十四年度までの「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成二十三年度における退院可能精神障害者数の減少目標値(平成十四年度における当該数の一定割合に減少)を設定する。

これとともに、医療計画(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する医療計画をいう。以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成二十三年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現在の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、三割は雇用型をめざす。

あわせて、福祉施設から一般就労への移行を推進するために、障寄福祉計画の作成に当たっては、障害福祉サービスの量の見込みとともに、障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障害者雇用の観点からも目標値を設定することが望ましい。

3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者をはじめ幅広い関係者の参加を求めて作成委員会等意見の集約の場を設けるとともに、市町村、都道府県内の関係部局相互間の連携、市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(1) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から成る障害福祉計画作成委員会等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者自立支投法第八十八条第六項及び第八十九条第五

項においては、障害者基本法第二十六条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

(2) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
省略。

(3) 市町村と都道府県との間の連携
省略

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等に当たっては、地域における障害者の実情、ニーズを的確に把握することが必要である。

このため現行のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に
応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニ
ーズ調査については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択して
のヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域
の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5 事業者の新体系への移行希望の把握

障害者自立支援法では、従来の障害福祉サービスが新しいサービス体系に再編され
ることに伴い、都道府県が中心となって、現在のサービス提供事業者に対して、新
サービス体系への移行内容、移行時効等について把握することが必要である。その
場合、市町村はその実施に当たって協力することが適当である。

6 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者を含む住
民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。この場合、障
害福祉計画作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法によって地域住
民の参画を求めたり、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、
公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施
することが考えられる。

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項とする

1 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

その際には、各サービスごとのガイドラインを参考としつつ、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、サービス提供

事業者の移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(2) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、以下の事項を定める。

- ・実施する事業の内容
- ・各年度における事業の種類ごとの量の見込み
- ・各事業の見込量の確保のための方策
- ・その他実施に必要な事項

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

省略

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

障害福祉計画は、平成十八年度から平成二十年度までの三年間の指定障害福祉サービスの量の見込み等について定めるものであることから、遅くとも、平成十八年度中に作成することが必要である。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。このため、第二期障害福祉計画については、第一期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成二十年度末までに行った上で、平成二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととする。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表することが必要である。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

事 項	内 容
一 就労移行支援事業の利用者数	都道府県の障害保険福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成23年度までに現在の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
以下 都道府県計画分につき省略	

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画の基本的理念等	市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等
二 平成23年度の数値目標の設定	障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成23年度における数値目標を設定すること。
三 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 別表第三を参考として、平成20年度までの各年度及び平成23年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。
四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 実施する事業の内容 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み 各事業の見込量の確保のための方策 その他実施に必要な事項
五 市町村障害福祉計画の期間及び見通し	市町村障害福祉計画の期間及び見通しの時期を定めること。
六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

<p>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援</p>	<p>支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度導入以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。</p>
--	---

二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所

<p>日中活動系サービス全体の見込量</p>	<p>次の 及び を合算した数とする。 支援費制度等に基づいて障害者等の支援を行う施設（以下「法定施設」という。）のサービス利用者及びいわゆる小規模作業所の利用者の合計等を基礎として、近年の利用者の伸び、養護学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センター及び法定外施設（法定施設以外の施設をいう。）の利用者見込数を控除した数 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数</p>
<p>生活介護</p>	<p>現時点の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分3以上（入所の場合は、区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は、区分3以上）に該当する者の見込数を基礎として、現時点の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、いわゆる小規模作業所の利用者等のうち新たに生活介護事業の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>自立訓練（機能訓練）</p>	<p>現時点の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める。</p>

<p>自立訓練（生活訓練）</p>	<p>次の から を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のもののうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>次の から を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標が達成できるよう、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のもののうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）</p>
<p>就労継続支援（A型）</p>	<p>日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援（A型）事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定にあたっては、平成23年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。</p>
<p>就労継続支援（B型）</p>	<p>就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援（A型）事業の見込量を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定にあたっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>

療養介護	現時点の重症心身障害者施設（委託病床を含む。）進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める。
児童デイサービス	現時点の児童デイサービス事業の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び率を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める。
短期入所	現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者等のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。

三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める。
施設入所支援	現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。 なお、当該見込数は、平成23年度末において、現時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

四 相談支援

相談支援	障害福祉サービス（施設入所支援、自立支援、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ。）の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込を定める。
------	---

市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の策定について

1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力や特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、独立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとしている。

本事業の実施に当たっては、障害者自立支援法に規定する個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効率的・効果的に実施することが求められている。

このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。

2 障害福祉計画の作成に関する事項

（1）市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本方針：別表第二関連）

（市町村障害福祉計画）

市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。

基本方針の事項	内 容
実施する事業の内容	<p>次の事業の内容について定める。</p> <p>なお、近隣市町村と広域的に実施する事業、他市町村に委託する事業、法第 77 第 2 項により都道府県が代わって実施する事業等については、その旨を明記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業 2 コミュニケーション支援事業 3 日常生活用具給付等事業 4 移動支援事業 5 地域活動支援センター 6 発達障害者支援センター運営事業（指定都市に限る。） 7 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業

<p>各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>	<p>平成20年度までの各年度及び平成23年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p> <p>1. 事業の実施に関する考え方 実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。</p> <p>2. 事業の量の見込み</p> <p>(1) 相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、障害児等療育支援事業（指定都市、中核市に限る。）の実施見込み箇所数。 ・ 市町村相談支援強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用促進事業のうち実施するものについて、実施見込み箇所数。 <p>(2) コミュニケーション支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等の利用見込み者数。 <p>(3) 日常生活用具給付等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数。 <p>(4) 移動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数。 <p>(5) 地域活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み箇所数、利用見込み者数及び機能強化事業の実施見込み箇所数 <p>(6) 発達障害者センター運営事業（指定都市に限る。） 省略</p> <p>(7) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要と判断される事業について、それぞれの種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。</p>
<p>各事業の見込量の確保のための方策</p>	<p>各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効率的・効果的な事業の確保方策を定める。</p>
<p>その他実施に必要な事項</p>	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>

資料 3 障害福祉サービスの内容と対象者

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障害福祉サービスの主な対象者と実施内容は、以下のとおりです。

(1) 介護給付

サービス名	主な対象者	実施内容	
在宅生活の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人（障害程度区分1以上）	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害程度区分4以上）	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害程度区分3以上）	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害程度区分6)で 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度の知的障害者 強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
	児童デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障害のある児童	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	生活介護	常に介護を必要とする人で、 49歳以下の場合、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上） 50歳以上の場合、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
	療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の人 筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活の場の充実	施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人（50歳以上の場合区分3以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
	共同生活介護（ケアホーム）	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする障害程度区分2以上の人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

(2) 訓練等給付

	サービス名	主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	自立訓練 (機能訓練)	<p>入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます)</p>
	自立訓練 (生活訓練)	<p>入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>養護学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)</p>
	就労移行支援	<p>一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人</p>	<p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)</p>
	就労継続支援 (A型：雇用型)	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)</p> <p>就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>

	サービス名	主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	就労継続支援 (B型：非雇用型)	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人</p> <p>50歳に達している人</p> <p>試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
生活の場	共同生活援助 (グループホーム)	<p>就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人</p>	<p>家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。</p>

(3) その他のサービス

サービス名	主な対象者	実施内容
自立支援医療	従来のも更生医療、育成医療、精神通信医療の対象者であって一定所得未満の人（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）	給付対象者への医療費の給付を行います。自己負担については1割負担。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。
相談支援事業	特に計画的プログラムに基づく支援の必要性が高い者を重点的に支援する観点から、以下の障害者を対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人 ・ひとり暮らしの人で、知的障害や精神障害があつたり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない人 ・重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる人で障害福祉サービスの支給決定を受けた人 施設入所者等、現に計画的プログラムに基づく包括的支援を受けている者は除く 	相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障害のある人	身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います。

資料 4 佐倉市障害者施策策定懇話会及び策定の経過

佐倉市障害者施策策定懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条に規定する佐倉市障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に規定する佐倉市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)策定にあたり、市民及び社会福祉関係者等の意見を反映させるため、佐倉市障害者施策策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)「障害者計画」及び「障害福祉計画」について検討し、素案をまとめ市長に提言すること。
- (2)その他、懇話会の設置目的を達成させるために必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会の委員は15人以内で組織し、別表に掲げる者をもって市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画及び障害福祉計画が策定される日までとする。
- 2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 4 懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員に出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は公開しないものとする。

2 懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室での閲覧等により公開する。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 6 月 2 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、障害者計画及び障害福祉計画が策定された日をもって、その効力を失う。

別表

	カテゴリー	
1	学識経験者	1 名
2	社会福祉事業経営者・従事者	2 名
3	医療関係者	2 名
4	社会福祉協議会	1 名
5	ボランティア団体関係者	1 名
6	民生委員・児童委員協議会	1 名
7	商工会議所関係者	1 名
8	教育関係者	1 名
9	当事者の団体関係者	3 名
10	市民公募	2 名
計		1 5 名

佐倉市障害者施策策定懇話会 名簿

(カテゴリー) 所属等	氏名
(学識経験者) 城西国際大学福祉総合学部	藤城 恒昭
(社会福祉事業経営者) 佐倉市社会福祉施設協議会	恵下 均
(社会福祉事業従事者) 佐倉市社会福祉施設協議会	川崎 弘
(医療関係者) 印旛市郡医師会佐倉地区	志津 雄一郎
(医療関係者) 印旛郡市歯科医師会佐倉地区	秀島 潔
(社会福祉協議会) (福)佐倉市社会福祉協議会	谷田部 満
(ボランティア団体関係者) 佐倉市ボランティア連絡協議会	菅原 喜美恵
(民生委員・児童委員協議会) 佐倉市民生委員・児童委員協議会	向井 昭夫
(教育関係者) 千葉県立印旛養護学校	齋藤 正行
(当事者団体) 佐倉市身体障害者の会	稲垣 眞悦
(当事者団体) 佐倉市手をつなぐ育成会	齋藤 直美
(当事者団体) 佐倉市精神障害者家族会 かぶらぎ会	遠藤 昌代
(市民公募)	古川 育美
(市民公募)	村石 智美

佐倉市障害福祉計画策定の経緯

年 月 日	項 目
平成 18 年 6 月 28 日	サービス見込量推計ワークシート（厚生労働省）作成
平成 18 年 7 月 10 日 ～ 30 日	佐倉市障害者アンケート調査実施
平成 18 年 8 月 16 日	ワークシートによる事業量の調整
平成 18 年 8 月 24 日	第 1 回策定懇話会
平成 18 年 9 月 20 日	佐倉市障害者アンケート調査報告書作成
平成 18 年 10 月 25 日	第 2 回策定懇話会
平成 18 年 11 月 15 日 ～ 12 月 10 日	障害者団体聞き取り（10 団体）
平成 18 年 12 月 5 日	地域生活支援事業目標量調整
平成 18 年 10 月～12 月	庁内各課前障害者計画の評価
平成 18 年 12 月 27 日	第 3 回策定懇話会
平成 19 年 1 月 24 日 ～ 2 月 7 日	障害福祉計画パブリックコメント実施
平成 19 年 2 月 21 日	第 4 回策定懇話会
平成 19 年 3 月 20 日	第 5 回策定懇話会